

VI 添付書類

VI-1 説明書

VI-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書

VI-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））

との整合性に関する説明書

目 次

	頁
1. 概要	1
2. 基本方針	1
3. 記載の基本事項	1
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	
イ 発電用原子炉施設の位置	
(1) 敷地の面積及び形状	イ-1
(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置	イ-10
ロ 発電用原子炉施設の一般構造	
(1) 耐震構造	ロ-3
(i) 設計基準対象施設の耐震設計	
(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計	
(2) 耐津波構造	ロ-79
(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計	
(ii) 重大事故等対処施設に対する耐津波設計	
(3) その他の主要な構造	ロ-103
(i) a. 設計基準対象施設	
b. 重大事故等対処施設	

ハ 原子炉本体の構造及び設備

(1) 発電用原子炉の炉心	ハ-26
(i) 構造	
(ii) 燃料体の最大挿入量	
(iii) 主要な核的制限値	
(iv) 主要な熱的制限値	
(2) 燃料体	ハ-37
(i) 燃料材の種類	
(ii) 燃料被覆材の種類	
(iii) 燃料要素の構造	
(iv) 燃料集合体の構造	
(v) 最高燃焼度	
(3) 減速材及び反射材の種類	ハ-45
(4) 原子炉容器	ハ-46
(i) 構造	
(ii) 最高使用圧力及び最高使用温度	
(5) 放射線遮蔽体の構造	ハ-55
(6) その他の主要な事項	ハ-55

ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備

(1) 核燃料物質取扱設備の構造	ニ-1
(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力	ニ-4
(i) 新燃料貯蔵庫	
(ii) 使用済燃料プール	
(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力	ニ-15

- (i) 燃料プール冷却浄化系
- (ii) 使用済燃料貯蔵プールの冷却等のための設備

ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備

- (1) 一次冷却材設備 ホ-1
 - (i) 冷却材の種類
 - (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造
 - (iii) 冷却材の温度及び圧力
- (2) 二次冷却設備 ホ-22
- (3) 非常用冷却設備 ホ-22
 - (i) 冷却材の種類
 - (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造
 - a . 非常用炉心冷却系
 - b . 重大事故等対処設備
- (4) その他の主要な事項 ホ-71
 - (i) 残留熱除去系
 - (ii) 原子炉隔離時冷却系
 - (iii) 原子炉冷却材浄化系
 - (iv) 原子炉補機冷却系
 - (v) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
 - (vi) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備

へ	計測制御系統施設の構造及び設備	
(1)	計装	へ-1
	(i) 核計装の種類	
	(ii) その他の主要な計装の種類	
(2)	安全保護回路	へ-20
	(i) 原子炉停止回路の種類	
	(ii) その他の主要な安全保護回路の種類	
(3)	制御設備	へ-38
	(i) 制御材の個数及び構造	
	(ii) 制御材駆動設備の個数及び構造	
	(iii) 反応度制御能力	
(4)	非常用制御設備	へ-51
	(i) 制御材の個数及び構造	
	(ii) 主要な機器の個数及び構造	
	(iii) 反応度制御能力	
(5)	その他の主要な事項	へ-56
	(i) 制御棒引抜阻止回路	
	(ii) 警報回路	
	(iii) 制御棒価値ミニマイザ	
	(iv) 冷却材再循環流量制御系	
	(v) 圧力制御装置	
	(vi) 中央制御室	
	(vii) 原子炉給水制御系	
	(viii) 選択制制御棒挿入機構	
	(ix) 原子炉冷却材再循環ポンプ・トリップ機能	
	(x) 計装用圧縮空気系	
	(xi) 所内用圧縮空気系	
	(xii) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	

(xiii) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備

(1) 気体廃棄物の廃棄施設 ト-1

(i) 構造

(ii) 廃棄物の処理能力

(iii) 排気口の位置

(2) 液体廃棄物の廃棄設備 ト-3

(i) 構造

(ii) 廃棄物の処理能力

(iii) 排水口の位置

(3) 固体廃棄物の廃棄設備 ト-6

(i) 構造

(ii) 廃棄物の処理能力

チ 放射線管理施設の構造及び設備

(1) 屋内管理用の主要な設備の種類 チ-1

(i) 出入管理関係設備 (6号及び7号炉共用)

(ii) 試料分析関係設備 (6号及び7号炉共用)

(iii) 放射線監視設備 (6号及び7号炉共用)

(iv) 個人管理用測定設備及び測定機器 (1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉共用, 一部既設)

(v) 遮蔽設備

(vi) 換気空調設備

(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 チ-41

リ 原子炉格納施設の構造及び設備

(1) 原子炉格納容器の構造 リ-1

- (2) 原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率…………… リ-17
- (3) 非常用格納容器保護設備の構造 …………… リ-19
 - (i) 格納容器内ガス濃度制御系
 - (ii) 格納容器スプレイ冷却系
 - (iii) 重大事故等対処設備
- (4) その他の主要な事項 …………… リ-126
 - (i) 原子炉建屋原子炉区域
 - (ii) 非常用ガス処理系
 - (iii) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備

ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備

- (1) 常用電源設備の構造 …………… ヌ-1
 - (i) 主発電機
 - (ii) 外部電源系
 - (iii) 変圧器
- (2) 非常用電源設備の構造 …………… ヌ-7
 - (i) 外部電源系
 - (ii) 非常用ディーゼル発電機
 - (iii) 蓄電池
 - (iv) 代替電源設備
- (3) その他の主要な事項 …………… ヌ-52
 - (i) 火災防護設備
 - (ii) 浸水防護設備
 - (iii) 所内ボイラ(5号, 6号, 7号炉共用, 既設)
 - (iv) 補機駆動用燃料設備
 - (v) 非常用取水設備
 - (vi) 緊急時対策所
 - (vii) 通信連絡設備

- (viii) 復水貯蔵槽
- (ix) 圧力抑制室プール水サージタンク
- (x) 使用済燃料輸送容器保管建屋(1号, 2号, 3号, 4号, 5号, 6号及び7号炉共用)

1. 概要

本説明書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが、法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

2. 基本方針

設計及び工事の計画が、柏崎刈羽原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「設置変更許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。

本説明書は、設置変更許可申請書「本文（五号）」（以下「本文（五号）」という。）と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」（以下「要目表」という。）について示すとともに、設置変更許可申請書「本文（十号）」（以下「本文（十号）」という。）に記載する解析条件についても整合性を示す。

また、設置変更許可申請書「添付書類八」（以下「添付書類八」という。）のうち本文（五号）に係る設備設計を記載している箇所については、本文（五号）の関連情報として記載する。

なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、設計及び工事の計画において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものではないため、本説明書には記載しない。

3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書（本文（五号）」、「設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項」、「設計及び工事の計画 該当事項」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、本文（五号）に記載された順とする。なお、本文（十号）については、「設置変更許可申請書（本文（五号）」内の該当箇所に挿入する。
- (3) 本文（五号）と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が本文（五号）と整合していることを明示する。
- (4) 本文（十号）との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。
本文（五号）との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。
- (5) 添付書類八については、上記(3)において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。

4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 イ 発電用原子炉施設の位置</p> <p>(1) 敷地の面積及び形状 発電用原子炉施設を設置する敷地は、新潟県柏崎市と刈羽郡刈羽村にまたがる日本海に面した標高 (T. M. S. L.) 60m 前後のなだらかな丘陵地であり、敷地両端の凸部とそれらの間にはさまれる凹地からなっており、周辺部の丘陵地は松林に覆われているが、中央部の凹地は砂丘不毛地である。 敷地内の地質は、新第三紀層及びそれらを不整合で覆う第四紀層からなる。 敷地の形状は汀線を長軸としたほぼ半楕円形であり、敷地全体の広さは約 420 万 m² である。</p> <p>地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（以下「イ(1)-①基準地震動」という。）による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>	<p>1. 安全設計 1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.2 発電用原子炉設置変更許可申請（平成 25 年 9 月 27 日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合（設計基準対象施設の地盤） 第三条 適合のための設計方針 1 について <u>耐震重要施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p>	<p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 （基本設計方針） 第 1 章 共通項目 1. 地盤等 1.1 地盤</p> <p>設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）の建物・構築物、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）、敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物並びに屋外重要土木構造物について、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））イ項において、設計及び工事の計画の内容は、以下のとおり整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））において許可を受けた「敷地の面積及び形状」は、設置許可のみの要求事項であり、本設工認の対象外である。</p> <p>設計及び工事の計画のイ(1)-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(1)-①と同義であり、整合している。以下、同一用語については、説明を省略する。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、上記に加え、<u>基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ(1)-②</u>ことを含め、<u>基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p>耐震重要施設以外のイ(1)-③設計基準対象施設につい</p>	<p>また、上記に加え、<u>基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p><中略></p> <p>1.4 耐震設計 1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計 1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 (3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>なお、建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</p> <p>また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>1. 安全設計 1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.2 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年9月27日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合（設計基準対象施設の地盤）</p> <p>第三条 適合のための設計方針 1 について <中略></p> <p>耐震重要施設以外の設計基準対象施設については、耐</p>	<p>置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）については、自重や運転時の荷重等に加え、<u>その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（設置（変更）許可を受けた基準地震動S_s（以下「イ(1)-①基準地震動S_s」という。））による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p> <p>また、上記に加え、<u>基準地震動S_sによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ(1)-②地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。</u></p> <p>ここで、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>設計基準対象施設のうち、<u>耐震重要施設以外のイ(1)-</u></p>	<p>設計及び工事の計画のイ(1)-②は「設置（変更）許可を受けた地盤」に設置することを記載しており、設置変更許可申請書（本文（五号））イ(1)-②と整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のイ(1)-</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>ては、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p> <p><u>耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</u></p>	<p><u>震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p> <p>2 について</p> <p><u>耐震重要施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、その安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</u></p>	<p><u>③建物・構築物及びその他の土木構造物については、自重や運転時の荷重等に加え、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスの分類（以下「耐震重要度分類」という。）の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）については、自重や運転時の荷重等に加え、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、<u>接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></u></p> <p><中略></p> <p>設計基準対象施設のうち、<u>耐震重要施設</u>、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、<u>地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、その安全機能</u>、若しくは、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。</p>	<p>③は、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(1)-③を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</u></p>	<p>3 について</p> <p><u>耐震重要施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</u></p> <p>1.4 耐震設計</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>d. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物及びSクラスの機器・配管系（(b)に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）の基礎地盤</p> <p>i. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <p>ii. 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の基礎地盤</p> <p>i. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</p>	<p>設計基準対象施設のうち、<u>耐震重要施設</u>、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、<u>将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤</u>として、設置（変更）許可を受けた<u>地盤に設置する。</u></p> <p>設計基準対象施設のうち、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）の地盤、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）の建物・構築物及び土木構造物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界について、自重や運転時の荷重等と基準地震動 S_s による地震力との組合せにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <p>また、上記の設計基準対象施設にあつては、自重や運転時の荷重等と設置（変更）許可を受けた弾性設計用地震動 S_d（以下「弾性設計用地震動 S_d」という。）による地震力又は静的地震力との組合せにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の地盤においては、自重や運転時の荷重等と基準地震動 S_s による地震力との組合せにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>イ(1)-④耐震重要施設については、基準地震動による地震力によってイ(1)-⑤生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p>	<p>接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物、Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤</p> <p>上記(a) ii. による許容支持力度を許容限界とする。</p>	<p>規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>設計基準対象施設のうち、Bクラス及びCクラスの施設の地盤、若しくは、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）の建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物の地盤においては、自重や運転時の荷重等と、静的地震力及び動的地震力（Bクラスの共振影響検討に係るもの又はBクラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.1.1 耐震設計</p> <p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 波及的影響</p> <p>耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p><中略></p> <p>2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>イ(1)-④上位クラス施設については、基準地震動S.s.による地震力により周辺斜面の崩壊イ(1)-⑤の影響がないことが確認された場所に設置する。</p>	<p>設計及び工事の計画のイ(1)-④は、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(1)-④を全て含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のイ(1)-</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p>	<p>1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計 1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 <中略></p> <p>(6) <u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u> <中略></p> <p>1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 1.10.2 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年9月27日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合（重大事故等対処施設の地盤） 第三十八条 適合のための設計方針 1の一 について <u>常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用</u></p>	<p>1. 地盤等 1.1 地盤</p> <p>設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）の建物・構築物、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）、敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物並びに屋外重要土木構造物について、若しくは、重大事故等対処施設のうち、<u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）については、自重や運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（設置（変更）許可を受けた基準地震動S_s（以下「基準地震動S_s」という。））による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p>	<p>⑤は、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(1)-⑤を詳細設計した結果であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、上記に加え、<u>基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないイ(1)-⑥</u>ことを含め、<u>基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p><u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p>	<p><u>した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p> <p>また、上記に加え、<u>基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p>1の三 について <u>常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p> <p>また、上記に加え、<u>基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</u></p> <p>1の二 について <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設については、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p>	<p>また、上記に加え、<u>基準地震動S.sによる地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない地盤として、イ(1)-⑥設置(変更)許可を受けた地盤に設置する。</u></p> <p><中略></p> <p>設計基準対象施設のうち、耐震重要施設以外の建物・構築物及びその他の土木構造物については、自重や運転時の荷重等に加え、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じた、Sクラス、Bクラス又はCクラスの分類（以下「耐震重要度分類」という。）の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合、若しくは、重大事故等対処施設のうち、<u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）については、自重や運転時の荷重等に加え、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</u></p>	<p>設計及び工事の計画イ(1)-⑥は「設置（変更）許可を受けた地盤」に設置することを記載しており、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(1)-⑥と整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</u></p> <p><u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</u></p>	<p>2 について</p> <p><u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</u></p> <p>3 について</p> <p><u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤に設置する。</u></p> <p>1.4 耐震設計</p> <p>1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>1.4.2.4 荷重の組合せと許容限界</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>c. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物の基礎地盤</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物及びSクラスの機器・配管系、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置さ</p>	<p><中略></p> <p>設計基準対象施設のうち、耐震重要施設、若しくは、重大事故等対処施設のうち、<u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、その安全機能、若しくは、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。</u></p> <p>設計基準対象施設のうち、耐震重要施設、若しくは、重大事故等対処施設のうち、<u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤として、設置（変更）許可を受けた地盤に設置する。</u></p> <p>設計基準対象施設のうち、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）の地盤、若しくは、重大事故等対処施設のうち、<u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>れた建物・構築物の基礎地盤の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物，機器・配管系及び土木建造物の基礎地盤 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すB, Cクラスの建物・構築物，機器・配管系及びその他の土木建造物の基礎地盤の許容限界を適用する。</p>	<p>度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）の建物・構築物及び土木建造物の地盤の接地圧に対する支持力の許容限界について，自重や運転時の荷重等と基準地震動S_sによる地震力との組合せにより算定される接地圧が，安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <p><中略></p> <p>設計基準対象施設のうち，Bクラス及びCクラスの施設の地盤，若しくは，常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）の建物・構築物，機器・配管系及び土木建造物の地盤においては，自重や運転時の荷重等と，静的地震力及び動的地震力（Bクラスの共振影響検討に係るもの又はBクラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備の共振影響検討に係るもの）との組合せにより算定される接地圧に対して，安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (5) 設計における留意事項 a. 波及的影響 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSク</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>イ(1)-⑦常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力によってイ(1)-⑧生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置 6号及び7号原子炉本体は、敷地北部の大湊側の5号炉南側に隣接して設置する。主排気筒は、各原子炉建屋屋上に設置し、復水器冷却用水の取水口は発電所敷地前面に設ける北防波堤の内側に、放水口は北防波堤の外側に設置する。</p>	<p>1.1 安全設計の方針 1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針 1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 b. 可搬型重大事故等対処設備 <中略></p>	<p>ラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。 <中略></p> <p>2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針 イ(1)-⑦上位クラス施設については、基準地震動S_sによる地震力により周辺斜面の崩壊イ(1)-⑧の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.2 多様性、位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び独立性 a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備並びに使用済燃料貯蔵槽（使用済燃料貯蔵プール）の冷</p>	<p>設計及び工事の計画のイ(1)-⑦は、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(1)-⑦を全て含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のイ(1)-⑧は、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(1)-⑧を詳細設計した結果であり、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の「発電用原子炉施設の位置」は、設置許可のみの要求事項であり、本設工認の対象外である。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>屋外イ(2)-①の可搬型重大事故等対処設備は、イ(2)-②設計基準事故対処設備並びに使用済燃料貯蔵槽（使用済燃料貯蔵プール）の冷却設備及び注水設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）並びに常設重大事故等対処設備が設置される建屋イ(2)-③並びに屋外の設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備のそれぞれからイ(2)-④100mの離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する。</p>	<p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋、タービン建屋及び廃棄物処理建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.1.7.4 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 d. 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p>	<p>却設備及び注水設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）の安全機能と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p><中略></p> <p>屋外イ(2)-①に保管する可搬型重大事故等対処設備は、イ(2)-②設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている建屋からイ(2)-④a100m以上の離隔距離を確保するとともに、イ(2)-③当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準対象施設及び常設重大事故等対処設備からイ(2)-④b100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>5.1.6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 <中略></p>	<p>設計及び工事の計画のイ(2)-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(2)-①と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のイ(2)-②は、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(2)-②と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のイ(2)-③は、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(2)-③を全て含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のイ(2)-④a及びイ(2)-④bは、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(2)-④を詳細設計した結果であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>想定される重大事故等イ(2)-⑤の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）</p> <p>イ(2)-⑥に対して想定される自然現象のうち、地震による影響（周辺構造物の倒壊又は損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面・道路面のすべり）、台風及び竜巻による影響（飛来物）、積雪、低温、落雷、火山の影響（降灰）、森林火災及び降水を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダイ(2)-⑦等の重機を分散して保管する設計とする。</p>	<p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p><中略></p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを4台（予備1台）保管、使用する。</p> <p><中略></p> <p>また、発電所敷地又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものとして選定する火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）及び有毒ガスに対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針</p>	<p>想定される重大事故等イ(2)-⑤が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>イ(2)-⑥a 屋外及び屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象として、地震、津波、風（台風）、竜巻、低温（凍結）、降水、積雪、落雷、火山の影響及び生物学的事象を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する外部人為事象については、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）、有毒ガス及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。</p> <p>イ(2)-⑥b 屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））イ(2)-⑦を4台（予備1台）保管、使用する。</p> <p><中略></p>	<p>設計及び工事の計画のイ(2)-⑤は、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(2)-⑤と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のイ(2)-⑥a～イ(2)-⑥cは、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(2)-⑥を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画のイ(2)-⑦は、設置変更許可申請書（本文（五号））のイ(2)-⑦を詳細設計した結果として記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>1.10.2 発電用原子炉設置変更許可申請（平成25年9月27日申請）に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合 重大事故等対処設備 （第四十三条） 適合のための設計方針 （1）多様性、位置的分散、悪影響防止等 a. 多様性、位置的分散 （b）可搬型重大事故等対処設備（第3項 第五号及び第七号） <中略></p> <p>地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「第三十八条 重大事故等対処施設の地盤」に基づく地盤上に設置する建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、<u>地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。</u> <中略></p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、低温（凍結）、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図</p>	<p>5.1.2 多様性、位置的分散等 （1）多重性又は多様性及び独立性 b. 可搬型重大事故等対処設備 <中略></p> <p>地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤に設置された建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、<u>地震にイ(2)-⑥cより生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。</u> <中略></p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、低温（凍結）、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、火災・爆発（森林火災、近隣工場等の火災・爆発、航空機落下火災等）、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>原子炉炉心の中心から敷地境界までの最短距離は、6号炉については、北北東方向で約760mである。また、7号炉については、北北東方向で約890mである。</p>	<p>り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。 <中略></p>	<p>対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。 <中略></p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））の「発電用原子炉施設の位置」は、設置許可のみの要求事項であり、本設工認の対象外である。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																											
<p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p><u>ロ-①</u>本発電用原子炉施設は、発電用原子炉、原子炉冷却系、タービン系及び各種の安全防護設備等からなる。各設備は、原子炉建屋、タービン建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋等に収納するが、一部の設備は屋外に設置する。</p> <p>発電用原子炉施設のうち、主要な施設である原子炉建屋及び<u>ロ-②</u>タービン建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）とする。</p>	<p>1. 安全設計</p> <p>1.4 耐震設計</p> <p>1.4.3 主要施設の耐震構造</p> <p>1.4.3.1 原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋は、地上4階、地下3階建て、平面が約57m（南北方向）×約60m（東西方向）の鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）の建物である。</p> <p>最下階床面からの高さは約58mで地上高さは約38mである。</p> <p>建物中央部には鉄筋コンクリート製原子炉格納容器があり、鉄筋コンクリート造の基礎版上に設置し原子炉建屋と一体構造としている。その外側に外壁である原子炉建屋側壁がある。</p> <p>これらは、原子炉建屋の主要な耐震壁を構成している。また、それぞれ壁の間は強固な床版で一体に連結し、全体として剛な構造としている。</p> <p>1.4.3.2 タービン建屋</p> <p>タービン建屋は、地上2階（一部3階）、地下2階建てで平面が約97m（南北方向）×約82m（東西方向）の鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）の建物である。</p> <p>建物の内部は、多くの遮蔽壁をもち、剛性が高い。したがって十分な耐震性を有する構造となっている。</p>	<p>【原子炉格納施設】 （要目表）</p> <p>2 原子炉建屋に係る次の事項</p> <p>(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数</p> <p>a. 原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設）</p> <table border="1" data-bbox="1626 1045 2540 1696"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td>原子炉建屋原子炉区域 （二次格納施設）^{*1}</td> <td>原子炉建屋原子炉区域 （二次格納施設）^{*2}</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造）</td> <td rowspan="7">変更なし</td> </tr> <tr> <td>設計気密度</td> <td>%/d^{*3}</td> <td>50以下 （63Paの負圧における漏えい率）^{*4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>たて × 横</td> <td>m</td> <td>59.6 × 56.6（壁外面寸法）^{*5}</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>m</td> <td>地下25.7，地上37.7^{*5}</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">壁厚さ</td> <td>東壁</td> <td>mm</td> <td>300 ~ 1700^{*1, *5}</td> </tr> <tr> <td>西壁</td> <td>mm</td> <td>300 ~ 1700^{*1, *5}</td> </tr> <tr> <td>南壁</td> <td>mm</td> <td>300 ~ 1700^{*1, *5}</td> </tr> <tr> <td>北壁</td> <td>mm</td> <td>300 ~ 1700^{*1, *5}</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>—</td> <td colspan="2">鉄筋コンクリート，鋼材</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td colspan="2">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *2：圧力低減設備その他の安全設備のうち放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備（非常用ガス処理系、水素濃度抑制系）と兼用。 *3：記載の適正化を行う。既工事計画書には「%/day」と記載。 *4：記載の適正化を行う。既工事計画書には「6.4mmAqの負圧における漏えい率」と記載。 *5：公称値を示す。</p>			変更前	変更後	名称		原子炉建屋原子炉区域 （二次格納施設） ^{*1}	原子炉建屋原子炉区域 （二次格納施設） ^{*2}	種類	—	鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造）	変更なし	設計気密度	%/d ^{*3}	50以下 （63Paの負圧における漏えい率） ^{*4}	主要寸法	たて × 横	m	59.6 × 56.6（壁外面寸法） ^{*5}	高さ	m	地下25.7，地上37.7 ^{*5}	壁厚さ	東壁	mm	300 ~ 1700 ^{*1, *5}	西壁	mm	300 ~ 1700 ^{*1, *5}	南壁	mm	300 ~ 1700 ^{*1, *5}	北壁	mm	300 ~ 1700 ^{*1, *5}	材料	—	鉄筋コンクリート，鋼材		個数	—	1		<p>設置変更許可申請書（本文（五号））ロ項において、設計及び工事の計画の内容は、以下のとおり整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））<u>ロ-①</u>に整合していることは、本資料にて個別に示す。</p>	
		変更前	変更後																																												
名称		原子炉建屋原子炉区域 （二次格納施設） ^{*1}	原子炉建屋原子炉区域 （二次格納施設） ^{*2}																																												
種類	—	鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造）	変更なし																																												
設計気密度	%/d ^{*3}	50以下 （63Paの負圧における漏えい率） ^{*4}																																													
主要寸法	たて × 横	m		59.6 × 56.6（壁外面寸法） ^{*5}																																											
	高さ	m		地下25.7，地上37.7 ^{*5}																																											
壁厚さ	東壁	mm		300 ~ 1700 ^{*1, *5}																																											
	西壁	mm		300 ~ 1700 ^{*1, *5}																																											
	南壁	mm		300 ~ 1700 ^{*1, *5}																																											
	北壁	mm	300 ~ 1700 ^{*1, *5}																																												
材料	—	鉄筋コンクリート，鋼材																																													
個数	—	1																																													

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>敷地の整地面は、標高12mとする。</p> <p>ロー③本発電用原子炉施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び電気事業法等の関係法令の要求を満足するとともに、原子力規制委員会が決定した「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）及び関連する審査基準等に適合するように設計する。</p>			<p>設置変更許可申請書（本文（五号））ロー②は、設計及び工事の計画の「VI-2-2-6タービン建屋の耐震性についての計算書」の記載と同義であり、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））において許可を受けた「敷地の整地面の標高」は、設置許可のみの要求事項であり、本設工認の対象外である。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））ロー③の要求を満足する又は適合するよう設計しており、設計及び工事の計画と整合していることは本資料にて個別に示す。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(1) 耐震構造</p> <p><input type="checkbox"/> (1)- 本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、設置許可基準規則に適合するように設計する。</p> <p>() 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p><input type="checkbox"/> (1)()- 設計基準対象施設については、耐震重要度分類に応じて、適用する地震力に対して、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>a. <u>耐震重要施設は、基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>b. <u>設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、耐震重要度分類を以下のとおり、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類</u></p>	<p>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>(1)地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2)設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の</p>	<p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 （基本設計方針）</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>a. <u>耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震（基準地震動 S.S.）による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u> <中略></p> <p>b. <u>設計基準対象施設は、耐震重要度に応じて、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</u> <中略></p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (1)- は設置許可基準規則に適合するよう耐震設計することとしており、設計及び工事の計画と整合していることは次項以降に示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (1)()- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の「<input type="checkbox"/> (1)() a.～f.」で耐震重要度分類に応じて適用する地震力に対する設計基準対象施設の設計方針を記載しており、これと整合していることは該当箇所に示す。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの</u></p> <p><u>Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</u></p>	<p><u>炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 ・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 ・津波防護施設及び浸水防止設備 ・津波監視設備 <p>(2)Bクラスの施設</p> <p><u>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設</u>であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第2条 	<p><u>子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 ・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 ・津波防護施設及び浸水防止設備 ・津波監視設備 <p>(b) Bクラスの施設</p> <p><u>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</u>であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）」第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外におけ 		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>c. Sクラスの施設（□(1)()c.- e.に記載のもののうち、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設は、建物・構築物については、地震層せん断力係数C_iに、それぞれ3.0、1.5及び1.0を乗じて求められる水平地震力、機器・配管系については、□(1)()c.- それぞれ3.6、1.8及び1.2を乗じた水平震度から求められる水平地震力に十分に耐えられるように設計する。建物・構築物及び機器・配管系ともに、お</p>	<p>第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 ・使用済燃料を冷却するための施設 ・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設 <p>(3) Cクラスの施設</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。</p> <p>上記に基づくクラス別施設を第1.4.1-1表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>なお、建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</p> <p>また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>(4) Sクラスの施設（(6)に記載のもののうち、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を除く。）は、基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できるように設計する。</p>	<p>る年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 ・使用済燃料を冷却するための施設 ・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設 <p>(c) Cクラスの施設</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。</p> <p>上記に基づくクラス別施設を第2.1.1表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動についても併記する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</p> <p>d. Sクラスの施設（□(1)()c.- f.に記載のものを除く。）は、基準地震動S_sによる地震力に対して、その安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影</p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)()c.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)()c.- と同義であり、整合している。以下、同一理由の記載については、説明を省略する。</p> <p>設計及び工事の計画の□(1)()c.- a~□(1)()c.-</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>むね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</u></p>	<p>また、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して<u>おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p>(7)Bクラスの施設は、<u>静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</u></p> <p>また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動に2分の1を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>(8)Cクラスの施設は、<u>静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</u></p> <p>(9)耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p>	<p>響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動S_sによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>また、<u>□(1)()c.- a弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>g. <u>Bクラスの施設は、□(1)()c.- b静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p>また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p><u>Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>h. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、それら以外の発電所内及びその周辺にある施設（資機材等含む。）の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>k. 耐震重要施設については、地盤変状が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>□dは、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)()c.- と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p>	<p>1.4.1.3 地震力の算定方法 設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>(1) 静的地震力 静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定する。</p> <p>a. 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 <中略></p> <p>b. 機器・配管系 静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記 a. 及び b. の標準せん断力係数 C_0 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>a. 建物・構築物 <中略></p> <p>ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p>	<p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>a. 静的地震力 設計基準対象施設に適用する静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C 及び震度に基づき算定する。</p> <p><中略></p> <p>(a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数 C に、<input type="checkbox"/> (1) () c. - c 次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、更に当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0 <中略></p> <p>(b) 機器・配管系 <input type="checkbox"/> (1) () c. - d 静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 C に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数 C_0 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>(a) 建物・構築物 <中略></p> <p>ここで、地震層せん断力係数 C は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>ただし、土木建造物の静的地震力は、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>Sクラスの施設（e.に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p>	<p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は1.0以上とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>ただし、土木建造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 (5) Sクラスの施設（(6)に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせで算定するものとする。なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>b. 機器・配管系 <中略></p> <p>なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記a.及びb.の標準せん断力係数 C_0 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>a. 建物・構築物 <中略></p>	<p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は1.0以上とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>ただし、土木建造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 e. Sクラスの施設（f.に記載のものを除く。）について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせで算定するものとする。</p> <p>(b) 機器・配管系 <中略></p> <p>□(1)()c.- b.Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数 C_0 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>(a) 建物・構築物 <中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>鉛直地震力は、建物・構築物については、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる鉛直震度、機器・配管系については、<input type="checkbox"/> (1) () c.- これを 1.2 倍した鉛直震度より算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>d. Sクラスの施設（e.に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）は、基準地震動による地震力に対して安全機能が保持できるように設計する。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に<input type="checkbox"/> (1) () d.- について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し十分な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</p>	<p>鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>ただし、土木建造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 C_1 に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20% 増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記 a. 及び b. の標準せん断力係数 C_0 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(4) Sクラスの施設（(6)に記載のもののうち、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を除く。）は、基準地震動による地震力に対して、その安全機能が保持できるように設計する。</p>	<p>鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>< 中略 ></p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 C に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び<input type="checkbox"/> (1) () c.- 上記(a)の鉛直震度をそれぞれ 20% 増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数 C_0 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>d. Sクラスの施設（f.に記載のものを除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対して、その安全機能が保持できる設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に<input type="checkbox"/> (1) () d.- に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し十分な安全余裕を有する設計とする。</p> <p>機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動 S_s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p>	<p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () c.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (1) () c.- と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () d.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (1) () d.- と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、<u>□(1)()d.-</u> 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</p> <p>なお、<u>基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせで算定するものとする。</u></p>	<p>また、<u>弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p>(5) Sクラスの施設（(6)に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、<u>基準地震動及び弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせで算定するものとする。</u>なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>1.4.1.3 地震力の算定方法</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用することとし、基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせで算定する。なお、地震力の組合せについては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用するものとし、影響が考え</p>	<p>また、<u>□(1)()d.-</u> 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>f. 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>e. Sクラスの施設（f.に記載のものを除く。）について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、<u>基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせで算定するものとする。</u></p> <p><中略></p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>設計基準対象施設については、動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。</p> <p>Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dから定める入力地震動を適用する。</p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)()d.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)()d.- と同義であり、整合している。以下、同一用語については、説明を省略する。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(1)()d.- 基準地震動は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。第1図に示す敷地における地震波の伝播特性を踏まえ、1号炉～4号炉が位置する荒浜側、5号炉～7号炉が位置する大湊側のそれぞれについて策定した基準地震動の応答スペクトルを第2図及び第3図に、時刻歴波形を第4図～第17図に示す。</p> <p>基準地震動の策定においては、S波速度が700m/s以上で著しい高低差がなく拡がりをもって分布している硬質地盤に解放基盤表面を設定することとし、大湊側では、第5-1表に示す標高-134mの位置とする。なお、入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮する。</p>	<p>られる施設、設備に対して許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動から定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物については、基準地震動による地震力を適用する。</p> <p>添付書類六の「5.地震」に示す基準地震動は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定し、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」に基づき策定した基準地震動 Ss - 1～Ss - 7 の年超過確率は $10^{-4} \sim 10^{-5}$ 程度であり、「震源を特定せず策定する地震動」に基づき設定した基準地震動 Ss - 8 の年超過確率は $10^{-3} \sim 10^{-5}$ 程度である。</p> <p>また、弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数0.5を乗じて設定する。ここで、係数0.5は工学的判断として、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見(*)を踏まえ、さらに「発電用原子炉施設に関する耐震</p>	<p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動 S d から定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動 S s による地震力を適用する。</p> <p><中略></p> <p>動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>動的地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せについては、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性のある施設・設備を抽出し、3次元応答性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>1. 地盤等 1.1 地盤</p> <p>設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じることがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）の建物・構築物、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）、敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物並びに屋外重要土木構造物について、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）については、自重や運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（□(1)()d.- 設置</p>	<p>設計及び工事の計画□(1)()d.- は「設置（変更）許可を受けた基準時地震動 S s」と記載しており、設置変更許可申請書（本文（五号））□(1)()d.- と整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、荒浜側では、標高-284mの位置に解放基盤表面を想定し、基準地震動を策定する。</p>	<p>設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動S_1の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した値とする。また、建物・構築物及び機器・配管系ともに0.5を採用することで、弾性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。なお、弾性設計用地震動の年超過確率は、$10^{-3} \sim 10^{-4}$程度である。弾性設計用地震動の応答スペクトルを第1.4-1図及び第1.4-2図に、弾性設計用地震動の時刻歴波形を第1.4-3図～第1.4-16図に、弾性設計用地震動と基準地震動S_1の応答スペクトルの比較を第1.4-17図に、弾性設計用地震動と解放基盤表面における地震動の一樣ハザードスペクトルの比較を第1.4-18図及び第1.4-19図に示す。</p> <p>a. 入力地震動 入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮するため、5号炉～7号炉の解放基盤表面をそれぞれ第1.4.1-2表に示す位置とする。 建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動及び弾性設計用地震動を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。</p> <p>第1.4.1-2表 入力地震動の評価における解放基盤表面の位置</p>	<p>（変更）許可を受けた基準地震動S_s（以下「基準地震動S_s」という。）」による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。 <中略></p> <p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (3) 地震力の算定方法 b. 動的地震力 (a) 入力地震動 入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮するため、解放基盤表面は、地盤調査の結果から、S波速度が0.7km/s以上であるT.M.S.L.-155m（6号機及び7号機）、T.M.S.L.-134m（5号機）としている。 建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dを基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。 また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>号炉 標高 T.M.S.L. (m) 敷地面からの深さ(m)</p> <p>5号炉 -134 146</p> <p>6号炉 -155 167</p> <p>7号炉 -155 167</p> <p>T.M.S.L.：東京湾平均海面。Tokyo bay Mean Sea Level の略で、東京湾での検潮に基づき設定された陸地の高さの基準</p> <p>b. 地震応答解析</p> <p>(a) 動的解析法</p> <p>・ 建物・構築物</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、時刻歴応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。なお、建物の補助壁を耐震壁として考慮するに当たっては、耐震壁としての適用性を確認した上で、適切な解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばねは、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p>	<p>最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>また、設計基準対象施設における耐震重要度分類が Bクラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震重要度分類が Bクラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備又は当該設備が属する耐震重要度分類が Bクラスの常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 S d に 2 分の 1 を乗じたものを用いる。</p> <p>(b) 地震応答解析</p> <p>イ. 動的解析法</p> <p>(イ) 建物・構築物</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の策定は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。なお、建物の補助壁を耐震壁として考慮するに当たっては、耐震壁としての適用性を確認した上で、適切な解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況、地盤の剛性等を考慮して定める。</p> <p>設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるも</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>地盤 - 建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動及び弾性設計用地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>なお、コンクリートの実強度を考慮して鉄筋コンクリート造耐震壁の剛性を設定する場合は、建物・構築物ごとの建設時の試験データ等の代表性、保守性を確認した上で適用する。</p> <p>また、必要に応じて建物・構築物及び機器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。</p> <p>液状化及びサイクリックモビリティ等を示す土層については、敷地の中で当該土層の分布範囲等を踏まえた上で、ばらつき及び不確実性を考慮して液状化強度特性を設定する。</p>	<p>のを用いる。</p> <p>地盤 - 建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>なお、コンクリートの実強度を考慮して鉄筋コンクリート造耐震壁の剛性を設定する場合は、建物・構築物ごとの建設時の試験データ等の代表性、保守性を確認した上で適用する。</p> <p>また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p> <p>建物・構築物の動的解析にて、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。</p> <p>有効応力解析の実施に当たっては、液状化、サイクリックモビリティ等を示す土層については、敷地の中で当該土層の分布範囲等を踏まえた上で、ばらつき及び不確実性を考慮して液状化強度特性を設定する。また、建物・</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>原子炉建屋及びタービン建屋については、3次元 FEM 解析等から、建物・構築物の 3 次元応答性状及び機器・配管系への影響を評価する。</p> <p>屋外重要土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかに行う。</p> <p>なお、地震力については、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>・ 機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。ここで、原子炉本体基礎については、鋼板とコンクリートの複合構造物として、より現実に近い適正な地震応答解析を実施する観点から、コンクリートの剛性変化を適切に考慮した復元力特性を設定する。復元力特性の設定に当たっては、既往の知見や実物の原子炉本体基礎を模擬した試験体による加力試験結果を踏まえて、妥当性、適用性を確認するとともに、設定における不確実性や保守性を考慮し、機器・配管系の設計用地震力を設定する。なお、原子炉本体基礎の構造強度は、鋼板のみで地震力に耐える設計とする。</p>	<p>構築物及び機器・配管系への応答加速度に対する保守的な配慮として、地盤の非液状化の影響を考慮する場合は、原地盤において非液状化の条件を仮定した解析を実施する。</p> <p>原子炉建屋及びタービン建屋については、3次元 FEM 解析等から、建物・構築物の 3 次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を評価する。</p> <p>動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。</p> <p>屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかに行う。</p> <p>地震力については、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>(口) 機器・配管系 動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。ここで、原子炉本体基礎については、鋼板とコンクリートの複合構造物として、より現実に近い適正な地震応答解析を実施する観点から、コンクリートの剛性変化を適切に考慮した復元力特性を設定する。復元力特性の設定に当たっては、既往の知見や実物の原子炉本体基礎を模擬した試験体による加力試験結果を踏まえて、妥当性、適用性を確認するとともに、設定における不確実性や保守性を考慮し、機器・配管系の設計用地震力を設定する。なお、原子炉本体基礎の構造強度は、鋼板のみで地震力に耐える設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法等により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性等の不確かさへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数</p> <p>応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。</p> <p>なお、建物・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p>	<p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系の解析に当たっては、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮し、スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性、地盤物性等のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。</p> <p>c. 設計用減衰定数</p> <p>地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界 設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常自然条件下におかれている状態 ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>(c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風、積雪等）</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機及び燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生</p>	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。 なお、自然現象に関する組合せは、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に従う。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ハ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ニ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常自然条件下におかれている状態 ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>ロ. 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>ハ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪）</p> <p>ニ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によっ</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>(d) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風，積雪等）</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 (a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧，水圧及び通常の気象条件による荷重</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 地震力，風荷重，積雪荷重等</p> <p>ただし，運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，機器・配管系からの反力，スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p>	<p>て発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>八. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>二. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪)</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>b. 荷重の種類 (a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～二.の荷重，重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。 イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重，すなわち固定荷重，積載荷重，土圧，水圧及び通常の気象条件による荷重 ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重 八. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 二. 地震力，積雪荷重 ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ただし，運転時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には，機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし，地震力には，地震時土圧，機器・配管系からの反力，スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～二.の荷重，重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力，風荷重，積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物（c. に記載のものを除く。）</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Sクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p>	<p>イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力，積雪荷重</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重については，「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している積雪による荷重を考慮し，以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 建物・構築物（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. Sクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。*</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ，地震によって</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>b. 機器・配管系（c.に記載のものを除く。）</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>(d) Bクラス及びCクラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p>	<p>引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱う。</p> <p>注記*：原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については、異常時圧力及び異常時配管荷重の最大値と弾性設計用地震動 S d による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 機器・配管系（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>イ. Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱う。</p> <p>ニ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(e) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力を組み合わせる。</p> <p>c. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物</p> <p>(a) 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p> <p>なお、上記 c. (a) , (b) については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。</p> <p>d. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) Sクラスの施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適</p>	<p>時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。*</p> <p>ト. 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力を組み合わせる。</p> <p>注記*：原子炉格納容器バウンダリを構成する設備については、「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格（（社）日本機械学会，2003）」を踏まえ、異常時圧力及び異常時配管荷重の最大値と弾性設計用地震動 S d による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物</p> <p>イ. 津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動 S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>上記イ. 及びロ. については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動 S s による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「b. 荷重の種類」に準じるものとする。</p> <p>(d) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、□(1)()d.- 弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として 0.5 を下回らないような値として、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂）」における基準地震動 S_b を踏まえ、工学的判断から基準地震動に係数 0.5 を乗じて設定する。</p> <p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に 2 分の 1 を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</p>	<p>用することとし、基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。なお、地震力の組合せについては水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用するものとし、影響が考えられる施設、設備に対して許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>< 中略 ></p> <p>また、弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として 0.5 を下回らないよう基準地震動に係数 0.5 を乗じて設定する。ここで、係数 0.5 は工学的判断として、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が 0.5 程度であるという知見（*）を踏まえ、さらに「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和 56 年 7 月 20 日原子力安全委員会決定、平成 13 年 3 月 29 日一部改訂）」における基準地震動 S_b の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した値とする。また、建物・構築物及び機器・配管系ともに 0.5 を採用することで、弾性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。なお、弾性設計用地震動の年超過確率は、$10^{-3} \sim 10^{-4}$ 程度である。弾性設計用地震動の応答スペクトルを第 1.4 - 1 図及び第 1.4 - 2 図に、弾性設計用地震動の時刻歴波形を第 1.4 - 3 図～第 1.4 - 16 図に、弾性設計用地震動と基準地震動 S_b の応答スペクトルの比較を第 1.4 - 17 図に、弾性設計用地震動と解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較を第 1.4 - 18 図及び第 1.4 - 19 図に示す。</p> <p>1.4.1.3 地震力の算定方法 (2) 動的地震力 < 中略 ></p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。</p>	<p>d. Sクラスの施設（f.に記載のものを除く。）は、基準地震動 S_s による地震力に対して、その安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>< 中略 ></p> <p>1. 地盤等 1.1 地盤 < 中略 ></p> <p>また、上記の設計基準対象施設にあっては、自重や運転時の荷重等と□(1)()d.- 設置（変更）許可を受けた弾性設計用地震動 S_d（以下「弾性設計用地震動 S_d」という。）による地震力又は静的地震力との組合せにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の地盤においては、自重や運転時の荷重等と基準地震動 S_s による地震力との組合せにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <p>< 中略 ></p> <p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針</p> <p>g. Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>また、共振のおそれのある施設については、その影響</p>	<p>設計及び工事の計画□(1)()d.- は「設置（変更）許可を受けた弾性設計用地震動 S_d」と記載しており、設置変更許可申請書（本文（五号））□(1)()d.- と整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>建物・構築物及び機器・配管系ともに、<input type="checkbox"/> (1) () d.- おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</p>	<p>< 中略 ></p> <p>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界 (4) 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。 a. 建物・構築物（c. に記載のものを除く。） (a) Sクラスの建物・構築物 ．弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記 ．に示す許容限界を適用する。 ．基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。 なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 (b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物（(e)及び(f)に記載のものを除く。） 上記(a).....による許容応力度を許容限界とする。</p>	<p>についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 < 中略 > (4) 荷重の組合せと許容限界 d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。 (a) 建物・構築物（(c)に記載のものを除く。） イ. Sクラスの建物・構築物 (イ) 弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 <input type="checkbox"/> (1) () d.- a 建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ただし、原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記(ロ)に示す許容限界を適用する。 (ロ) 基準地震動S_sによる地震力との組合せに対する許容限界 構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。 また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。 ハ. <input type="checkbox"/> (1) () d.- b Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処</p>	<p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () d.- a ~ <input type="checkbox"/> (1) () d.- cは、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (1) () d.- を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(c) 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物（(e)及び(f)に記載のものを除く。） 上記(a) . を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物が、変形等に対してその支持機能を損なわないものとする。 なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力（(e)及び(f)に記載のものを除く。） 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>(e) 屋外重要土木構造物 . 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 . 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</p>	<p>設の建物・構築物（ト.及びリ.に記載のものを除く。） 上記イ.(イ)による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>二. 耐震重要度分類の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（ト. , チ.及びリ.に記載のものを除く。） 上記イ.(ロ)を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物が、変形等に対して、その支持機能を損なわないものとする。 当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>ホ. 建物・構築物の保有水平耐力（ト. , チ.及びリ.に記載のものを除く。） 建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。 ここでは、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類をSクラスとする。</p> <p>へ. 気密性、止水性、遮蔽性、通水機能、貯水機能を考慮する施設 構造強度の確保に加えて気密性、止水性、遮蔽性、通水機能、貯水機能が必要な建物・構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト. 屋外重要土木構造物 (イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 (ロ) 基準地震動S s による地震力との組合せに対する許容限界</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては、限界層間変形角、曲げ耐力又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、せん断耐力に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。構造部材のうち、鋼管の曲げについては、終局曲率に対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、終局せん断強度に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。ただし、構造部材の曲げ、せん断に対する上記の許容限界に代わり、許容応力度を適用することで、安全余裕を考慮する場合もある。なお、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>(f) その他の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>b. 機器・配管系（c.に記載のものを除く。）</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系</p> <p>．弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態に留まることとする（評価項目は応力等）。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記 ．に示す許容限界を適用する。</p> <p>．基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。</p>	<p>構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては、限界層間変形角、曲げ耐力又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、せん断耐力に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。構造部材のうち、鋼管の曲げについては、終局曲率に対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、終局せん断強度に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。ただし、構造部材の曲げ、せん断に対する上記の許容限界に代わり、許容応力度を適用することで、安全余裕を考慮する場合もある。なお、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>リ． その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 機器・配管系（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>イ． Sクラスの機器・配管系</p> <p>(イ) 弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態に留まるものとする（評価項目は応力等）</p> <p>ただし、原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記(ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。</p> <p>また、地震時又は地震後に動的機能又は電氣的機能が</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、基準地震動による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 <u>応答が全体的におおむね弾性状態に留まることとする（評価項目は応力等）。</u></p> <p>(c) チャンネル・ボックス 地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを確認する。</p> <p>(d) 燃料被覆管 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は、以下のとおりとする。 ・ 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態に留まることとする。 ・ 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないこととする。</p>	<p>要求される機器については、基準地震動 S_s による応答に対して、試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>ハ. <u>□(1)()d.- c)Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</u> <u>応答が全体的におおむね弾性状態に留まるものとする（評価項目は応力等）。</u></p> <p>ニ. チャンネルボックス チャンネルボックスは、地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の原子炉冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されないものとする。</p> <p>ホ. 主蒸気逃がし安全弁排気管及び主蒸気系（外側主蒸気隔離弁より主塞止弁まで） 主蒸気逃がし安全弁排気管は基準地震動 S_s に対して、主蒸気系（外側主蒸気隔離弁より主塞止弁まで）は弾性設計用地震動 S_d に対してイ.(口)に示す許容限界を適用する。</p> <p>ヘ. 燃料被覆管 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は、以下のとおりとする。 (イ) 弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態に留まるものとする。 (ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないものとする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>e. <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</u></p> <p>f. <u>耐震重要施設は、<input type="checkbox"/> (1) () f.- <input type="checkbox"/> 耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</u></p> <p><u><input type="checkbox"/> (1) () f.- 波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、<input type="checkbox"/> (1) () f.- 事象選定及び影響評価を行う。<input type="checkbox"/> (1) () f.- なお、影響評</u></p>	<p>c. <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物</u> 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能及び浸水防止機能）が保持できることを確認する（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。 浸水防止設備及び津波監視設備については、その設備に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できることを確認する。</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 (6) <u>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動による地震力に対して、構造全体として変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</u>なお、基準地震動の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、上記(5)と同様とする。 <中略></p> <p>1.4.1.5 設計における留意事項 <u>耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</u></p> <p><u>波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間</u></p>	<p>(c) <u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物</u> 津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能及び浸水防止機能）が保持できるものとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。 浸水防止設備及び津波監視設備については、その設備に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 f. <u>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計とする。</u> なお、基準地震動S_sによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 <中略></p> <p>(5) 設計における留意事項 a. 波及的影響 <u>耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、<input type="checkbox"/> (1) () f.- a 下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</u> <input type="checkbox"/> (1) () f.- 波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設</p>	<p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () f.- a及び<input type="checkbox"/> (1) () f.- bは、設置変更許可申請書（本文（五号））<input type="checkbox"/> (1) () f.- と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () f.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））<input type="checkbox"/></p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>価においては、<u>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</u></p>	<p>等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、以下(1)～(4)をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>なお、原子力発電所の地震被害情報をもとに、以下(1)～(4)以外に検討すべき事項がないかを確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>a. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 耐震重要施設と耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p>	<p>の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。<input type="checkbox"/> (1) () f.- この設計における評価に当たっては、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討等を行う。</p> <p>ここで、<input type="checkbox"/> (1) () f.- b) 下位クラス施設とは、上位クラス施設の周辺にある上位クラス施設以外の施設(資機材等含む。)をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) () f.- 耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す(a)～(d)の4つの事項から検討を行う。また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。</p> <p><中略></p> <p>(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>イ. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、不等沈下による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による耐震重要施設の安全機能への影響</p>	<p><input type="checkbox"/> (1) () f.- と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () f.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (1) () f.- を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () f.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (1) () f.- と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(3) 建屋内における耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(4) 建屋外における耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>a. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p>	<p>(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>b. 建屋への地下水の影響</p> <p>建屋の耐震性を確保するため、建屋周囲の地下水を排水できるよう6号機地下水排水設備（サブドレンポンプ（容量45m³/h/個、揚程45m、原動機出力15kW/個、個数4）、水位検出器（個数10、検出範囲サブドレンピット底面より+230mm～+1000mm）、排水配管等）（浸水防護施設の設備で兼用（以下同じ。））を設置し、5号機地下水排水設備（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（サブドレンポンプ（容量45m³/h/個、揚程45m、原動機出力15kW/個、個数4）、水位検出器（個数10、検出範囲サブドレンピット底面より+230mm～+1000mm）、排水配管等）を設置する。</p> <p>なお、7号機地下水排水設備（浸水防護施設の設備で兼用）の一部（サブドレンピット、集水管、サブドレン管）を6号機共用設備として設置する。</p> <p>また、基準地震動S_sによる地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とする。</p> <p>6号機地下水排水設備については、非常用ディーゼル発電設備又は常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とし、5号機地下水排水設備については、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>なお、地下水排水設備の影響範囲はその機能を考慮し</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																			
<p>g. 炉心内の燃料被覆材(燃料被覆管)の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</p> <p><u>弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</u></p> <p><u>基準地震動による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</u></p>	<p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(11)Sクラスの施設及びその間接支持構造物等は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2,000 を上回る場合、傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</p> <p>(12)炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</p> <p><u>弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</u></p> <p><u>基準地震動による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</u></p>	<p>た地下水位を設定し、水圧の影響を考慮する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>l. Sクラスの施設及びその間接支持構造物等並びに常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設等は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2000 を上回る場合、傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</p> <p>m. 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下の設計とする。</p> <p><u>弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</u></p> <p><u>基準地震動 S_s による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない設計とする。</u></p>	<p>整合性</p>	<p>備考</p>																																																																			
<p>第 1.4.1-1 表 クラス別施設</p>																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能別分類</th> <th colspan="2">主要設備 注1)</th> <th colspan="2">補脚設備 注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 注4)</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき施設 注5)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動注6)</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動注6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Sクラス</td> <td>(I) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系</td> <td>・原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁</td> <td>S S</td> <td>・隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備</td> <td>S</td> <td>・原子炉圧力容器支持スカート ・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S S</td> <td>・原子炉圧力容器基礎 ・原子炉建屋 ・コントロール建屋</td> <td>S_s S_s S_s</td> <td>・原子炉遮蔽壁 ・サービス建屋 ・その他</td> <td>S_s S_s S_s</td> </tr> <tr> <td>(II) 使用済燃料を貯蔵するための施設</td> <td>・使用済燃料プール ・使用済燃料貯蔵ラック</td> <td>S S</td> <td>・燃料プール水補給設備（残留熱除去系（燃料プール水の補給に必要な設備） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）</td> <td>S S</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物</td> <td>S_s S_s S_s S_s</td> <td>・原子炉建屋クレーン ・燃料再処置設備 ・サービス建屋 ・その他</td> <td>S_s S_s S_s S_s</td> </tr> <tr> <td>(III) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設</td> <td>・制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系（スクラム機能に関する部分）</td> <td>S</td> <td>・炉心支持構造物 ・電気計装設備 ・チャンネル・ボックス</td> <td>S S S</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉建屋 ・下部ドライウェルアクセストンネル</td> <td>S_s S_s</td> <td>・その他</td> <td>S_s</td> </tr> <tr> <td>(IV) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</td> <td>・原子炉隔離等冷却系 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系（停止時冷却モード運転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブレーション・チェンバ</td> <td>S S S S</td> <td>・当該施設の冷却系（原子炉隔離等冷却系） ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備及びその冷却系・補助施設を含む） ・当該施設の機能維持に必要な空調設備</td> <td>S S S S</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉建屋 ・当該設備に係る屋外コンクリートダクト ・コントロール建屋 ・タービン建屋（Sクラスの機器・配管を支持する部分） ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物</td> <td>S_s S_s S_s S_s S_s S_s</td> <td>・サービス建屋 ・その他</td> <td>S_s S_s</td> </tr> </tbody> </table>					耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1)		補脚設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)		波及的影響を考慮すべき施設 注5)		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動注6)	適用範囲	検討用地震動注6)	Sクラス	(I) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	・原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S S	・隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備	S	・原子炉圧力容器支持スカート ・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S S	・原子炉圧力容器基礎 ・原子炉建屋 ・コントロール建屋	S _s S _s S _s	・原子炉遮蔽壁 ・サービス建屋 ・その他	S _s S _s S _s	(II) 使用済燃料を貯蔵するための施設	・使用済燃料プール ・使用済燃料貯蔵ラック	S S	・燃料プール水補給設備（残留熱除去系（燃料プール水の補給に必要な設備） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物	S _s S _s S _s S _s	・原子炉建屋クレーン ・燃料再処置設備 ・サービス建屋 ・その他	S _s S _s S _s S _s	(III) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	・制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系（スクラム機能に関する部分）	S	・炉心支持構造物 ・電気計装設備 ・チャンネル・ボックス	S S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・下部ドライウェルアクセストンネル	S _s S _s	・その他	S _s	(IV) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	・原子炉隔離等冷却系 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系（停止時冷却モード運転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブレーション・チェンバ	S S S S	・当該施設の冷却系（原子炉隔離等冷却系） ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備及びその冷却系・補助施設を含む） ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S S S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・当該設備に係る屋外コンクリートダクト ・コントロール建屋 ・タービン建屋（Sクラスの機器・配管を支持する部分） ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物	S _s S _s S _s S _s S _s S _s	・サービス建屋 ・その他	S _s S _s
耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1)		補脚設備 注2)			直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)		波及的影響を考慮すべき施設 注5)																																																												
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動注6)	適用範囲	検討用地震動注6)																																																												
Sクラス	(I) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	・原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁	S S	・隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備	S	・原子炉圧力容器支持スカート ・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S S	・原子炉圧力容器基礎 ・原子炉建屋 ・コントロール建屋	S _s S _s S _s	・原子炉遮蔽壁 ・サービス建屋 ・その他	S _s S _s S _s																																																												
	(II) 使用済燃料を貯蔵するための施設	・使用済燃料プール ・使用済燃料貯蔵ラック	S S	・燃料プール水補給設備（残留熱除去系（燃料プール水の補給に必要な設備） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物	S _s S _s S _s S _s	・原子炉建屋クレーン ・燃料再処置設備 ・サービス建屋 ・その他	S _s S _s S _s S _s																																																												
	(III) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	・制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系（スクラム機能に関する部分）	S	・炉心支持構造物 ・電気計装設備 ・チャンネル・ボックス	S S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・下部ドライウェルアクセストンネル	S _s S _s	・その他	S _s																																																												
	(IV) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	・原子炉隔離等冷却系 ・高圧炉心注水系 ・残留熱除去系（停止時冷却モード運転に必要な設備） ・冷却水源としてのサブレーション・チェンバ	S S S S	・当該施設の冷却系（原子炉隔離等冷却系） ・炉心支持構造物 ・非常用電源及び計装設備及びその冷却系・補助施設を含む） ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S S S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・当該設備に係る屋外コンクリートダクト ・コントロール建屋 ・タービン建屋（Sクラスの機器・配管を支持する部分） ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物	S _s S _s S _s S _s S _s S _s	・サービス建屋 ・その他	S _s S _s																																																												

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能別分類</th> <th colspan="2">主要設備 注1)</th> <th colspan="2">補助設備 注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 注4)</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき施設 注b)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動注6)</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動注6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">Sクラス</td> <td>(V) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心注水系 2) 原子炉隔離時冷却系 3) 残留熱除去系(低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 中央制御室の遮蔽及び空調設備 当該施設の機能維持に必要な空調設備 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) 当該施設に係る屋外コンクリートダクト コントロール建屋 軽油タンクの基礎 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 </td> <td>Ss Ss Ss Ss Ss</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> サービス建屋 その他 </td> <td>Ss Ss</td> </tr> <tr> <td>(VI) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力降壁となり放射性物質の放出を直接防ぐための施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器 格納容器バウンダリに属する配管・弁 </td> <td>S S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 </td> <td>Ss Ss</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉ウエル遮蔽プラグ サービス建屋 その他 </td> <td>Ss Ss Ss</td> </tr> <tr> <td>(VII) 放射線物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、Sクラス(VI)以外の施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モードの運転に必要な設備) 可燃性ガス濃度制御系 原子炉隔離時原子炉可成 非常用ガス処理系及び排気口 原子炉格納容器圧力抑制装置(ダイヤフラムフロア、ベント管) 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ </td> <td>S S S S S S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 当該施設の機能維持に必要な空調設備 </td> <td>S S S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 主排気筒(非常用ガス処理系の排気口を支持する場合) タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) 当該施設に係る屋外コンクリートダクト コントロール建屋 軽油タンクの基礎 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 </td> <td>Ss Ss Ss Ss Ss Ss</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> サービス建屋 その他 </td> <td>Ss Ss</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1)		補助設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)		波及的影響を考慮すべき施設 注b)		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動注6)	適用範囲	検討用地震動注6)	Sクラス	(V) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心注水系 2) 原子炉隔離時冷却系 3) 残留熱除去系(低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ 	S	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 中央制御室の遮蔽及び空調設備 当該施設の機能維持に必要な空調設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) 当該施設に係る屋外コンクリートダクト コントロール建屋 軽油タンクの基礎 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 	Ss Ss Ss Ss Ss	<ul style="list-style-type: none"> サービス建屋 その他 	Ss Ss	(VI) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力降壁となり放射性物質の放出を直接防ぐための施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器 格納容器バウンダリに属する配管・弁 	S S	<ul style="list-style-type: none"> 隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 	Ss Ss	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉ウエル遮蔽プラグ サービス建屋 その他 	Ss Ss Ss	(VII) 放射線物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、Sクラス(VI)以外の施設	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モードの運転に必要な設備) 可燃性ガス濃度制御系 原子炉隔離時原子炉可成 非常用ガス処理系及び排気口 原子炉格納容器圧力抑制装置(ダイヤフラムフロア、ベント管) 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ 	S S S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 当該施設の機能維持に必要な空調設備 	S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 主排気筒(非常用ガス処理系の排気口を支持する場合) タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) 当該施設に係る屋外コンクリートダクト コントロール建屋 軽油タンクの基礎 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 	Ss Ss Ss Ss Ss Ss	<ul style="list-style-type: none"> サービス建屋 その他 	Ss Ss												
耐震重要度分類	機能別分類			主要設備 注1)		補助設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)		波及的影響を考慮すべき施設 注b)																																																									
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動注6)	適用範囲	検討用地震動注6)																																																										
Sクラス	(V) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心注水系 2) 原子炉隔離時冷却系 3) 残留熱除去系(低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ 	S	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 中央制御室の遮蔽及び空調設備 当該施設の機能維持に必要な空調設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) 当該施設に係る屋外コンクリートダクト コントロール建屋 軽油タンクの基礎 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 	Ss Ss Ss Ss Ss	<ul style="list-style-type: none"> サービス建屋 その他 	Ss Ss																																																										
	(VI) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力降壁となり放射性物質の放出を直接防ぐための施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器 格納容器バウンダリに属する配管・弁 	S S	<ul style="list-style-type: none"> 隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 	Ss Ss	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉ウエル遮蔽プラグ サービス建屋 その他 	Ss Ss Ss																																																										
	(VII) 放射線物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、Sクラス(VI)以外の施設	<ul style="list-style-type: none"> 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モードの運転に必要な設備) 可燃性ガス濃度制御系 原子炉隔離時原子炉可成 非常用ガス処理系及び排気口 原子炉格納容器圧力抑制装置(ダイヤフラムフロア、ベント管) 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ 	S S S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 当該施設の機能維持に必要な空調設備 	S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 主排気筒(非常用ガス処理系の排気口を支持する場合) タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) 当該施設に係る屋外コンクリートダクト コントロール建屋 軽油タンクの基礎 非常用電源の燃料油系を支持する構造物 	Ss Ss Ss Ss Ss Ss	<ul style="list-style-type: none"> サービス建屋 その他 	Ss Ss																																																										
		<p style="text-align: center;">第 2.1.1 表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設(1/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能別分類</th> <th colspan="2">主要設備*1</th> <th colspan="2">補助設備*2</th> <th colspan="2">直接支持構造物*3</th> <th colspan="2">間接支持構造物*4</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動*5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">Sクラス</td> <td>(I) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器 原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器支持スカート 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体基礎 原子炉建屋 コントロール建屋 </td> <td>Ss Ss Ss</td> </tr> <tr> <td>(II) 使用済燃料を貯蔵するための施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵プール 使用済燃料貯蔵ラック </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水補給設備(残留熱除去(燃料プール水の補給に必要な設備)) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 軽油タンク基礎 燃料移送系配管ダクト </td> <td>Ss Ss Ss Ss</td> </tr> <tr> <td>(III) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系(スクラム機能に関する部分) </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 炉心支持構造物 電気計装設備 チャンネルボックス </td> <td>S S S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 下部ドライウエルアクセストンネル </td> <td>Ss Ss</td> </tr> <tr> <td>(IV) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉隔離時冷却系 高圧炉心注水系 残留熱除去系 (停止時冷却モード運転に必要な設備) 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ </td> <td>S S S S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 中央制御室の遮蔽及び空調設備 当該施設の機能維持に必要な空調設備 </td> <td>S S S S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 タービン建屋 タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) 軽油タンク基礎 燃料移送系配管ダクト </td> <td>Ss Ss Ss Ss Ss</td> </tr> <tr> <td>(V) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心注水系 2) 原子炉隔離時冷却系 3) 残留熱除去系(低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 中央制御室の遮蔽及び空調設備 当該施設の機能維持に必要な空調設備 </td> <td>S S S S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 </td> <td>S</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) コントロール建屋 軽油タンク基礎 燃料移送系配管ダクト </td> <td>Ss Ss Ss Ss Ss</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*5	Sクラス	(I) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器 原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁 	S	<ul style="list-style-type: none"> 隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器支持スカート 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体基礎 原子炉建屋 コントロール建屋 	Ss Ss Ss	(II) 使用済燃料を貯蔵するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵プール 使用済燃料貯蔵ラック 	S	<ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水補給設備(残留熱除去(燃料プール水の補給に必要な設備)) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 軽油タンク基礎 燃料移送系配管ダクト 	Ss Ss Ss Ss	(III) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系(スクラム機能に関する部分) 	S	<ul style="list-style-type: none"> 炉心支持構造物 電気計装設備 チャンネルボックス 	S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 下部ドライウエルアクセストンネル 	Ss Ss	(IV) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉隔離時冷却系 高圧炉心注水系 残留熱除去系 (停止時冷却モード運転に必要な設備) 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ 	S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 中央制御室の遮蔽及び空調設備 当該施設の機能維持に必要な空調設備 	S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 タービン建屋 タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) 軽油タンク基礎 燃料移送系配管ダクト 	Ss Ss Ss Ss Ss	(V) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心注水系 2) 原子炉隔離時冷却系 3) 残留熱除去系(低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ 	S	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 中央制御室の遮蔽及び空調設備 当該施設の機能維持に必要な空調設備 	S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) コントロール建屋 軽油タンク基礎 燃料移送系配管ダクト 	Ss Ss Ss Ss Ss			
耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1			補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4																																																												
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*5																																																												
Sクラス	(I) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器 原子炉冷却材圧力バウンダリに属する容器・配管・ポンプ・弁 	S	<ul style="list-style-type: none"> 隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器支持スカート 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体基礎 原子炉建屋 コントロール建屋 	Ss Ss Ss																																																												
	(II) 使用済燃料を貯蔵するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵プール 使用済燃料貯蔵ラック 	S	<ul style="list-style-type: none"> 燃料プール水補給設備(残留熱除去(燃料プール水の補給に必要な設備)) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 	S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 軽油タンク基礎 燃料移送系配管ダクト 	Ss Ss Ss Ss																																																												
	(III) 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 制御棒、制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系(スクラム機能に関する部分) 	S	<ul style="list-style-type: none"> 炉心支持構造物 電気計装設備 チャンネルボックス 	S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 下部ドライウエルアクセストンネル 	Ss Ss																																																												
	(IV) 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉隔離時冷却系 高圧炉心注水系 残留熱除去系 (停止時冷却モード運転に必要な設備) 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ 	S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 中央制御室の遮蔽及び空調設備 当該施設の機能維持に必要な空調設備 	S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 コントロール建屋 タービン建屋 タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) 軽油タンク基礎 燃料移送系配管ダクト 	Ss Ss Ss Ss Ss																																																												
	(V) 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設	<ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系 1) 高圧炉心注水系 2) 原子炉隔離時冷却系 3) 残留熱除去系(低圧注水モード運転に必要な設備) 4) 自動減圧系 冷却水源としてのサブプレッション・チェンバ 	S	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の冷却系(原子炉補機冷却系) 非常用電源及び計装設備(ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む) 中央制御室の遮蔽及び空調設備 当該施設の機能維持に必要な空調設備 	S S S S	<ul style="list-style-type: none"> 機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 	S	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋 タービン建屋(Sクラスの機器・配管を支持する部分) コントロール建屋 軽油タンク基礎 燃料移送系配管ダクト 	Ss Ss Ss Ss Ss																																																												

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能別分類</th> <th colspan="2">主要設備 注1)</th> <th colspan="2">補助設備 注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 注4)</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき施設 注5)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動注6)</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動注6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">Sクラス</td> <td>(VII) 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備</td> <td>・海水貯留堰 ・取水槽閉止板 ・水密扉 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・貫通部止水処置</td> <td>S S S S</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・タービン建屋（浸水防止設備を支持する部分）</td> <td>Ss</td> <td>・その他</td> <td>Ss</td> </tr> <tr> <td>(IX) 敷地における津波監視機能を有する施設</td> <td>・津波監視カメラ ・取水槽水位計</td> <td>S S</td> <td>・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）</td> <td>S</td> <td>・電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・7号炉主排気筒 ・タービン建屋（津波監視設備を支持する部分） ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物</td> <td>Ss Ss Ss Ss</td> <td>・その他</td> <td>Ss</td> </tr> <tr> <td>(X) その他</td> <td>・ほう酸水注入系 注7) ・圧力容器内部構造物 注8)</td> <td>S S</td> <td>・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）</td> <td>S</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器</td> <td>S S</td> <td>・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・原子炉圧力容器基礎</td> <td>Ss Ss Ss</td> <td>・サービスマン建屋 ・その他</td> <td>Ss Ss</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1)		補助設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)		波及的影響を考慮すべき施設 注5)		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動注6)	適用範囲	検討用地震動注6)	Sクラス	(VII) 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	・海水貯留堰 ・取水槽閉止板 ・水密扉 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・貫通部止水処置	S S S S	—	—	・機器・配管等の支持構造物	S	・タービン建屋（浸水防止設備を支持する部分）	Ss	・その他	Ss	(IX) 敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ ・取水槽水位計	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・電気計装設備等の支持構造物	S	・7号炉主排気筒 ・タービン建屋（津波監視設備を支持する部分） ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss	・その他	Ss	(X) その他	・ほう酸水注入系 注7) ・圧力容器内部構造物 注8)	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器	S S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・原子炉圧力容器基礎	Ss Ss Ss	・サービスマン建屋 ・その他	Ss Ss	<p style="text-align: center;">第 2.1.1 表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (2/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能別分類</th> <th colspan="2">主要設備^{#1}</th> <th colspan="2">補助設備^{#2}</th> <th colspan="2">直接支持構造物^{#3}</th> <th colspan="2">間接支持構造物^{#4}</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動^{#5}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">Sクラス</td> <td>(VI) 原子炉冷却材圧力バウンダリー破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設</td> <td>・原子炉格納容器 ・格納容器バウンダリーに属する配管・弁</td> <td>S S</td> <td>・隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備</td> <td>S</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉建屋 ・コントロール建屋</td> <td>Ss Ss</td> </tr> <tr> <td>(VII) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、Sクラス(VI)以外の施設</td> <td>・残留熱除去系（格納容器スプレッド冷却モードの運転に必要な設備） ・可燃性ガス濃度抑制系 ・原子炉建屋原子炉区域 ・非常用ガス処理系及び排気口 ・原子炉格納容器圧力抑制装置（ダイヤフラムフロア、ベント管） ・冷却水原としてのサブプレッションチャンバ</td> <td>S S S S S S</td> <td>・当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） ・当該施設の機能維持に必要な空調設備</td> <td>S S S</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・原子炉建屋（外筒） ・主排気筒（外筒） ・タービン建屋（Sクラスの機器・配管を支持する部分） ・コントロール建屋 ・軽油タンク基礎 ・燃料移送系配管ダクト ・原子炉本体基礎^{#1)}</td> <td>Ss Ss Ss Ss Ss Ss</td> </tr> <tr> <td>(VIII) 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備</td> <td>・海水貯留堰 ・取水槽閉止板 ・水密扉 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・貫通部止水処置</td> <td>S S S S</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・タービン建屋（浸水防止設備を支持する部分）</td> <td>Ss</td> </tr> <tr> <td>(IX) 敷地における津波監視機能を有する施設</td> <td>・津波監視カメラ ・取水槽水位計</td> <td>S S</td> <td>・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）</td> <td>S</td> <td>・電気計装設備等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・7号機主排気筒（外筒） ・タービン建屋（津波監視設備を支持する部分） ・軽油タンク基礎 ・燃料移送系配管ダクト</td> <td>Ss Ss Ss Ss</td> </tr> <tr> <td>(X) その他</td> <td>・ほう酸水注入系^{#6} ・圧力容器内部構造物^{#7}</td> <td>S S</td> <td>・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）</td> <td>S</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器</td> <td>S S</td> <td>・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・原子炉本体基礎 ・軽油タンク基礎 ・燃料移送系配管ダクト</td> <td>Ss Ss Ss Ss Ss</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 ^{#1}		補助設備 ^{#2}		直接支持構造物 ^{#3}		間接支持構造物 ^{#4}		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動 ^{#5}	Sクラス	(VI) 原子炉冷却材圧力バウンダリー破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設	・原子炉格納容器 ・格納容器バウンダリーに属する配管・弁	S S	・隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋	Ss Ss	(VII) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、Sクラス(VI)以外の施設	・残留熱除去系（格納容器スプレッド冷却モードの運転に必要な設備） ・可燃性ガス濃度抑制系 ・原子炉建屋原子炉区域 ・非常用ガス処理系及び排気口 ・原子炉格納容器圧力抑制装置（ダイヤフラムフロア、ベント管） ・冷却水原としてのサブプレッションチャンバ	S S S S S S	・当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋（外筒） ・主排気筒（外筒） ・タービン建屋（Sクラスの機器・配管を支持する部分） ・コントロール建屋 ・軽油タンク基礎 ・燃料移送系配管ダクト ・原子炉本体基礎 ^{#1)}	Ss Ss Ss Ss Ss Ss	(VIII) 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	・海水貯留堰 ・取水槽閉止板 ・水密扉 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・貫通部止水処置	S S S S	—	—	・機器・配管等の支持構造物	S	・タービン建屋（浸水防止設備を支持する部分）	Ss	(IX) 敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ ・取水槽水位計	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・電気計装設備等の支持構造物	S	・7号機主排気筒（外筒） ・タービン建屋（津波監視設備を支持する部分） ・軽油タンク基礎 ・燃料移送系配管ダクト	Ss Ss Ss Ss	(X) その他	・ほう酸水注入系 ^{#6} ・圧力容器内部構造物 ^{#7}	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器	S S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・原子炉本体基礎 ・軽油タンク基礎 ・燃料移送系配管ダクト	Ss Ss Ss Ss Ss		
耐震重要度分類	機能別分類			主要設備 注1)		補助設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)		波及的影響を考慮すべき施設 注5)																																																																																																																
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動注6)	適用範囲	検討用地震動注6)																																																																																																																	
Sクラス	(VII) 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	・海水貯留堰 ・取水槽閉止板 ・水密扉 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・貫通部止水処置	S S S S	—	—	・機器・配管等の支持構造物	S	・タービン建屋（浸水防止設備を支持する部分）	Ss	・その他	Ss																																																																																																																	
	(IX) 敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ ・取水槽水位計	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・電気計装設備等の支持構造物	S	・7号炉主排気筒 ・タービン建屋（津波監視設備を支持する部分） ・軽油タンクの基礎 ・非常用電源の燃料油系を支持する構造物	Ss Ss Ss Ss	・その他	Ss																																																																																																																	
	(X) その他	・ほう酸水注入系 注7) ・圧力容器内部構造物 注8)	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器	S S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・原子炉圧力容器基礎	Ss Ss Ss	・サービスマン建屋 ・その他	Ss Ss																																																																																																																	
耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 ^{#1}		補助設備 ^{#2}		直接支持構造物 ^{#3}		間接支持構造物 ^{#4}																																																																																																																				
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動 ^{#5}																																																																																																																			
Sクラス	(VI) 原子炉冷却材圧力バウンダリー破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設	・原子炉格納容器 ・格納容器バウンダリーに属する配管・弁	S S	・隔離弁を閉とするに必要な電気及び計装設備	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋	Ss Ss																																																																																																																			
	(VII) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、Sクラス(VI)以外の施設	・残留熱除去系（格納容器スプレッド冷却モードの運転に必要な設備） ・可燃性ガス濃度抑制系 ・原子炉建屋原子炉区域 ・非常用ガス処理系及び排気口 ・原子炉格納容器圧力抑制装置（ダイヤフラムフロア、ベント管） ・冷却水原としてのサブプレッションチャンバ	S S S S S S	・当該施設の冷却系（原子炉補機冷却系） ・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む） ・当該施設の機能維持に必要な空調設備	S S S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	S	・原子炉建屋（外筒） ・主排気筒（外筒） ・タービン建屋（Sクラスの機器・配管を支持する部分） ・コントロール建屋 ・軽油タンク基礎 ・燃料移送系配管ダクト ・原子炉本体基礎 ^{#1)}	Ss Ss Ss Ss Ss Ss																																																																																																																			
	(VIII) 津波防護機能を有する設備及び浸水防止機能を有する設備	・海水貯留堰 ・取水槽閉止板 ・水密扉 ・床ドレンライン浸水防止治具 ・貫通部止水処置	S S S S	—	—	・機器・配管等の支持構造物	S	・タービン建屋（浸水防止設備を支持する部分）	Ss																																																																																																																			
	(IX) 敷地における津波監視機能を有する施設	・津波監視カメラ ・取水槽水位計	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・電気計装設備等の支持構造物	S	・7号機主排気筒（外筒） ・タービン建屋（津波監視設備を支持する部分） ・軽油タンク基礎 ・燃料移送系配管ダクト	Ss Ss Ss Ss																																																																																																																			
	(X) その他	・ほう酸水注入系 ^{#6} ・圧力容器内部構造物 ^{#7}	S S	・非常用電源及び計装設備（ディーゼル発電機及びその冷却系・補助施設を含む）	S	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物 ・原子炉圧力容器	S S	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・原子炉本体基礎 ・軽油タンク基礎 ・燃料移送系配管ダクト	Ss Ss Ss Ss Ss																																																																																																																			

設置変更許可申請書（本文（五号））		設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項				設計及び工事の計画 該当事項				整合性		備考
耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1)		補助設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)		検計用地震動注6)		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス			
Bクラス	(I) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	・主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁からタービン主蒸気止め弁まで） ・逃がし安全弁排気管	B 注9) B 注10)	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B 注9)	・原子炉建屋 ・タービン建屋 （原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁よりタービン主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分）	Sd Sd			
		・主蒸気系及び給水系 ・原子炉冷却材浄化系	B B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋	S ₀ S ₀			
	(II) 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く）	・放射性廃棄物貯蔵施設 ただし、Cクラスに属するものは除く	B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・焼却炉建屋	S ₀ S ₀ S ₀ S ₀			
Bクラス	(III) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設	・蒸気タービン、湿分分離加熱器、復水器、給水加熱器及びその主要配管	B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン・パズスタル ・廃棄物処理建屋	S ₀ S ₀ S ₀ S ₀			
		・復水浄化系 ・復水貯蔵槽	B B	—	—							
		・燃料プール冷却浄化系 ・サブプレッションプール浄化系 ・放射線遮蔽効果の大きい遮蔽 ・制御棒駆動水圧系（放射性流体を内蔵する部分、ただし、スクラム機能に関するものを除く）	B B B B B	—	—							
		・原子炉建屋クレーン ・燃料取扱設備 ・制御棒貯蔵ラック	B B B									
Bクラス	(IV) 使用済燃料を冷却するための施設	・燃料プール冷却浄化系	B	・原子炉建屋冷却系 ・電気計装設備	B B	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・コントロール建屋	S ₀ S ₀ S ₀			
	(V) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	—	—	—	—	—	—	—	—			

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1)		補助設備*2)		直接支持構造物*3)		間接支持構造物*4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検計用地震動
Bクラス	(I) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、一次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設	・主蒸気系（原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁からタービン主蒸気止め弁まで）	B **	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B **	・原子炉建屋 ・タービン建屋 （原子炉格納容器外側主蒸気隔離弁よりタービン主蒸気止め弁までの配管・弁を支持する部分）	Sd Sd
		・主蒸気系及び給水系 ・原子炉冷却材浄化系	B B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋	S ₀ S ₀
		・逃がし安全弁排気管	B **	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋	S ₀
	(II) 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く）	・放射性廃棄物貯蔵施設 ただし、Cクラスに属するものは除く	B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・焼却炉建屋 ・5号機原子炉建屋	S ₀ S ₀ S ₀ S ₀ S ₀
		・蒸気タービン、湿分分離加熱器、復水器、給水加熱器及びその主要配管 ・復水浄化系 ・復水貯蔵槽 ・燃料プール冷却浄化系 ・サブプレッションプール浄化系 ・放射線遮蔽効果の大きい遮蔽 ・制御棒駆動水圧系（放射性流体を内蔵する部分、ただし、スクラム機能に関するものを除く）	B B B B B B	—	—	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン・パズスタル ・廃棄物処理建屋	S ₀ S ₀ S ₀ S ₀ S ₀
(III) 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設	・原子炉建屋クレーン ・燃料取扱設備 ・制御棒貯蔵ラック	B B B	—	—					
	・燃料プール冷却浄化系	B	・原子炉建屋冷却系 ・電気計装設備	B B	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・コントロール建屋	S ₀ S ₀ S ₀	
(IV) 使用済燃料を冷却するための施設	—	—	—	—	—	—	—	—	
(V) 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	—	—	—	—	—	—	—	—	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																	
	<p>(つづき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能別分類</th> <th colspan="2">主要設備 注1)</th> <th colspan="2">補助設備 注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 注4)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動注6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Cクラス</td> <td>(I) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設</td> <td>・冷却材再循環流量制御装置 ・制御棒駆動系 (Sクラス及びBクラスに属さない部分)</td> <td>C C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋</td> <td>S_c S_c S_c</td> </tr> <tr> <td>(II) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設</td> <td>・試料採取系 ・シャワ・ドレン系 ・洗濯廃液系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・雑固体系（雑固体系廃棄物処理設備を除く） ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料輸送容器保管施設 ・その他</td> <td>C C C C C C C C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・焼却炉建屋 ・ランドリ建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・使用済燃料輸送容器保管建屋注11)</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> </tbody> </table> <p>(つづき)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能別分類</th> <th colspan="2">主要設備 注1)</th> <th colspan="2">補助設備 注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 注4)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動注6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Cクラス</td> <td>(III) 放射線安全に関係しない施設等</td> <td>・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラ ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 （Sクラスの換気空調系以外のもの） ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他</td> <td>C C C C C C C C C C</td> <td>・5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備</td> <td>C</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支持構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1)		補助設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動注6)	Cクラス	(I) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・冷却材再循環流量制御装置 ・制御棒駆動系 (Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C C	—	—	—	—	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋	S _c S _c S _c	(II) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・試料採取系 ・シャワ・ドレン系 ・洗濯廃液系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・雑固体系（雑固体系廃棄物処理設備を除く） ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料輸送容器保管施設 ・その他	C C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・焼却炉建屋 ・ランドリ建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・使用済燃料輸送容器保管建屋注11)	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c	耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1)		補助設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動注6)	Cクラス	(III) 放射線安全に関係しない施設等	・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラ ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 （Sクラスの換気空調系以外のもの） ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C	・5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備	C	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支持構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c			
耐震重要度分類	機能別分類			主要設備 注1)		補助設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)																																																											
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動注6)																																																												
Cクラス	(I) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・冷却材再循環流量制御装置 ・制御棒駆動系 (Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C C	—	—	—	—	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋	S _c S _c S _c																																																												
	(II) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・試料採取系 ・シャワ・ドレン系 ・洗濯廃液系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・雑固体系（雑固体系廃棄物処理設備を除く） ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料輸送容器保管施設 ・その他	C C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・焼却炉建屋 ・ランドリ建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・使用済燃料輸送容器保管建屋注11)	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c																																																												
耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 注1)		補助設備 注2)		直接支持構造物 注3)		間接支持構造物 注4)																																																													
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動注6)																																																												
Cクラス	(III) 放射線安全に関係しない施設等	・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラ ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 （Sクラスの換気空調系以外のもの） ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C	・5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備	C	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支持構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c																																																												
		<p>第 2.1.1 表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設 (4/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能別分類</th> <th colspan="2">主要設備*1</th> <th colspan="2">補助設備*2</th> <th colspan="2">直接支持構造物*3</th> <th colspan="2">間接支持構造物*4</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>検討用地震動*5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">Cクラス</td> <td>(I) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設</td> <td>・冷却材再循環流量制御装置 ・制御棒駆動系 (Sクラス及びBクラスに属さない部分)</td> <td>C C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋</td> <td>S_c S_c S_c</td> </tr> <tr> <td>(II) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設</td> <td>・試料採取系 ・シャワ・ドレン系 ・洗濯廃液系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・雑固体系（雑固体系廃棄物処理設備を除く） ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料輸送容器保管施設 ・その他</td> <td>C C C C C C C C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・焼却炉建屋 ・ランドリ建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・使用済燃料輸送容器保管建屋*8)</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> <tr> <td>(III) 放射線安全に関係しない施設等</td> <td>・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラ ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 （Sクラスの換気空調系以外のもの） ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他</td> <td>C C C C C C C C C C</td> <td>・5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備</td> <td>C</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支持構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> </tbody> </table>		耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1		補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*5	Cクラス	(I) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・冷却材再循環流量制御装置 ・制御棒駆動系 (Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋	S _c S _c S _c	(II) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・試料採取系 ・シャワ・ドレン系 ・洗濯廃液系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・雑固体系（雑固体系廃棄物処理設備を除く） ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料輸送容器保管施設 ・その他	C C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・焼却炉建屋 ・ランドリ建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・使用済燃料輸送容器保管建屋*8)	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c	(III) 放射線安全に関係しない施設等	・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラ ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 （Sクラスの換気空調系以外のもの） ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C	・5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備	C	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支持構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c																				
耐震重要度分類	機能別分類	主要設備*1				補助設備*2		直接支持構造物*3		間接支持構造物*4																																																											
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	検討用地震動*5																																																												
Cクラス	(I) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・冷却材再循環流量制御装置 ・制御棒駆動系 (Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋	S _c S _c S _c																																																												
	(II) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・試料採取系 ・シャワ・ドレン系 ・洗濯廃液系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・雑固体系（雑固体系廃棄物処理設備を除く） ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料輸送容器保管施設 ・その他	C C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・焼却炉建屋 ・ランドリ建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・使用済燃料輸送容器保管建屋*8)	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c																																																												
	(III) 放射線安全に関係しない施設等	・循環水系 ・タービン補機冷却系 ・所内ボイラ ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 （Sクラスの換気空調系以外のもの） ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C	・5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備	C	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ボイラ建屋 ・当該施設の支持構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋	S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c S _c																																																												

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>（注1）主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。^②</p> <p>（注2）補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>（注3）直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>（注4）間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>（注5）波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するもの^③の破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>（注6）S_s：基準地震動により定まる地震力。 S_d：弾性設計用地震動により定まる地震力。 S_B：耐震Bクラス施設に適用される地震力。 S_C：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>（注7）ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。</p> <p>（注8）压力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p> <p>（注9）Bクラスではあるが、弾性設計用地震動に対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>（注10）地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウエル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動に対し破損しないことを確認する。</p> <p>（注11）使用済燃料輸送容器保管建屋の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えないよう設計するものとする。^④</p>	<p>第 2.1.1 表 設計基準対象施設の耐震重要度分類に対するクラス別施設(5/5)</p> <p>注記*1：主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 *2：補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 *3：直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。 *4：間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。 *5：S_s：基準地震動S_sにより定まる地震力。 S_d：弾性設計用地震動S_dにより定まる地震力。 S_B：耐震Bクラス施設に適用される地震力。 S_C：耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。 *6：ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。 *7：压力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。 *8：Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S_dに対し破損しないことの検討を行うものとする。 *9：地震により主蒸気逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウエル内に放出された蒸気はベント管を通してサブプレッションチェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S_sに対してドライウエル内の主蒸気逃がし安全弁排気管が破損しないことを確認する。また、主蒸気逃がし安全弁排気管がサブプレッションチェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は凝縮することが出来ないため、サブプレッションチェンバ内の主蒸気逃がし安全弁排気管をSクラスとして設計する。 *10：使用済燃料輸送容器保管建屋の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えないよう設計するものとする。 *11：原子炉本体基礎は、間接支持構造物の機能に加えてドライウエルとサブプレッションチェンバとの圧力境界となる機能を有する。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>() 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p><u>□(1)()- 重大事故等対処施設については、設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、設備分類に応じて、以下の項目に従って耐震設計を行う。</u></p> <p>a. <u>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態</u></p>	<p>1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p><u>重大事故等対処施設については、設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態、重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、設備分類に応じて、以下の項目に従って耐震設計を行う。</u></p> <p>(1)常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。） <u>基準地震動による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>1.4.2.2 重大事故等対処設備の設備分類</p> <p><u>重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</u></p>	<p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.1.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>a. 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震（基準地震動 S s）による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動 S s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>< 中略 ></p> <p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分</p> <p>b. 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p><u>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態</u></p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））の <u>□(1)()-</u> は、設置変更許可申請書（本文（五号））の「□(1)() a. ~ h.」で設備分類に応じて適用する地震力に対する重大事故等対処施設の設計方針を記載しており、これと整合していることは該当箇所にて示す。</p> <p>設計及び工事の計画の <u>□(1)() a. -</u> は、設置変更許可申請書（本文（五号）） <u>□</u></p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>を踏まえて□(1)()a.- (a)...(b)...(c)...(d)及び(e)のとおり分類し、以下の設備分類に応じて設計する。</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は□(1)()a.(a)- 使用済燃料貯蔵プール（以下「使用済燃料プール」という。）の冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>(a-1) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p> <p>(a-2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、(a-1)以外のもの</u></p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>(c) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する(a-1)及び(a-2)以外の常設のもの</u></p> <p>(d) 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する(b)以外の常設のもの</u></p> <p>(e) 可搬型重大事故等対処設備 <u>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</u></p>	<p>(1) 常設重大事故防止設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</u></p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>(3) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する(1) 以外の常設のもの</u></p> <p>(4) 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する(2) 以外の常設のもの</u></p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備 <u>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</u></p>	<p>を踏まえて□(1)()a.- 以下の設備分類に応じて設計する。</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は□(1)()a.(a)- 使用済燃料貯蔵プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、イ. 以外のもの</u></p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>(c) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する(a) 以外の常設のもの</u></p> <p>(d) 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する(b) 以外の常設のもの</u></p> <p>(e) 可搬型重大事故等対処設備 <u>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</u></p>	<p>□(1)()a.- と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(1)()a.(a)- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)()a.(a)- と同義であり、整合している。以下、同一用語については、説明を省略する。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>b. <u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、<input type="checkbox"/> (1) () b.- <input type="checkbox"/> 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p>	<p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第1.4.2-1表に示す。</p> <p>1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</p> <p><u>基準地震動による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</p>	<p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第2.1.2表に示す。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a.</p> <p><中略></p> <p>重大事故等対処施設のうち、<u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S.s.による地震力に対して、<input type="checkbox"/> (1) () b.- 重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>b.</p> <p><中略></p> <p>重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の両方に属する</p>	<p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () b.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (1) () b.- を全て含んでおり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>基準地震動による地震力に対して，重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお，本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については，基準地震動による地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</p> <p>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</p> <p>(7) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお，水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し，影響が考えられる施設，設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>(10) 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設が，Bクラス及びCクラスの施設，常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設，可搬型重大事故等対処設備，常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）のいずれにも</p>	<p>重大事故等対処施設については，基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。</p> <p>重大事故等対処施設のうち，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は，当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については，基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。</p> <p>< 中略 ></p> <p>e.</p> <p>< 中略 ></p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については，基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d による地震力は，水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>h. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は，それら以外の発電所内及びその周辺にある施設（資機材等含む。）の波及的影響によって，それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>建物・構築物については、<u>構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に□(1)()b.- □について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</u></p>	<p>属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>(13)常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は，地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2,000 を上回る場合，傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</p>	<p>k. 耐震重要施設については，地盤変状が生じた場合においても，その安全機能が損なわれないよう，適切な対策を講ずる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については，地盤変状が生じた場合においても，重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう，適切な対策を講ずる設計とする。</p> <p>l. Sクラスの施設及びその間接支持構造物等並びに常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設等は，地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2000 を上回る場合，傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</p> <p>d. Sクラスの施設（f.に記載のものを除く。）は，基準地震動 S_s による地震力に対して，その安全機能が保持できる設計とする。</p> <p>建物・構築物については，<u>構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に□(1)()b.- □に対して十分な余裕を有し，建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については，その施設に要求される機能を保持する設計とし，塑性ひずみが生じる場合であっても，その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し，その施設に要求される機能に影響を及ぼさない，また，動的機器等については，基準地震動 S_s による応答に対して，その設備に要求される機能を保持する設計とする。</u>なお，動的機能が要求される機器については，当該機器の構造，動作原理等を考慮した評価を</p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)()b.- □は，設置変更許可申請書（本文（五号））□(1)()b.- □と同義であり，整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>c. <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</u></p> <p><u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</u></p>	<p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</p> <p><u>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計する。</u></p>	<p>行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p><中略></p> <p>b.</p> <p><中略></p> <p>重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。</p> <p><u>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</u></p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力を適用するものとする。</p> <p><u>重大事故等対処施設のうち、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</u></p> <p>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>□(1)()c.-</u> なお、Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、共振のおそれのある施設又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設が属する耐震重要度分類がBクラスのもののうち、共振のおそれのある施設については、<u>弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</u></p> <p><u>□(1)()c.-</u> 建物・構築物及び機器・配管系ともに、静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</p>	<p>1.4.2.3 地震力の算定方法</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「1.4.1.3 地震力の算定方法」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p> <p>(1) 静的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラス</p>	<p>設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力を適用するものとする。</p> <p><中略></p> <p>g. <u>□(1)()c.-</u> Bクラスの施設は、<u>静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p>また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、<u>弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものとする。</u>当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p><u>□(1)()c.- a</u> Cクラスの施設は、<u>静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p><u>□(1)()c.- b</u> 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、<u>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される上記に示す地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p><u>□(1)()c.- c</u> 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、<u>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される上記に示す地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>a. 静的地震力</p> <p><中略></p> <p>重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準</p>	<p>設計及び工事の計画の<u>□(1)()c.-</u> は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>□(1)()c.-</u> を全て含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>□(1)()c.- b</u>及び<u>□(1)()c.- c</u>に記載した「上記に示す・・・」は、設計及び工事の計画の<u>□(1)()c.-</u> 「Bクラスの施設」及び<u>□(1)()c.- a</u> 「Cクラスの施設」であり、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>□(1)()c.-</u> を全て含んでおり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>建物・構築物については、発生する応力に対して、<u>建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</u></p>	<p>のものが設置される重大事故等対処施設について、「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(1) 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p>	<p>事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設に、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を、それぞれ適用する。</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>(a) 入力地震動</p> <p>入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮するため、解放基盤表面は、地盤調査の結果から、S波速度が0.7km/s以上であるT.M.S.L.-155m（6号機及び7号機）、T.M.S.L.-134m（5号機）としている。</p> <p><中略></p> <p>また、設計基準対象施設における耐震重要度分類がBクラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震重要度分類がBクラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備又は当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスの常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものを用いる。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>d.</p> <p><中略></p> <p><u>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>d. <u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p><u>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に□(1)()d.- □について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</u></p> <p>e. <u>可搬型重大事故等対処設備は、地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災□(1)()e.- □等の影響を受けない場所に適切に保管する。</u></p>	<p>1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (3) 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。） <u>基準地震動による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u> <中略></p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備 <u>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災等の影響を受けない場所に適切に保管する。</u></p>	<p><u>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動S.sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u></p> <p><u>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に□(1)()d.- □に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動S.sによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。</u>なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>i. <u>可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊□(1)()e.- a等の影響を受けないように「5.1.2 多様性、位置的分散等」に基づく設計とする。</u></p> <p>5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.2 多様性、位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び独立性 b. 可搬型重大事故等対処設備 <中略> <u>地震□(1)()e.- b)に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤に設</u></p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)()d.- □は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)()d.- □と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(1)()e.- a及び□(1)()e.- bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)()e.- □を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>f. <input type="checkbox"/> (1) () f.- 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。</p>	<p>(7) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせるものとする。なお、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p>	<p>置かれた建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。</p> <p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>溢水に対して可搬型重大事故等対処設備は、「4.1 溢水等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>< 中略 ></p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.1.1 耐震設計</p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>(b) 地震応答解析</p> <p>イ. 動的解析法</p> <p>(イ) 建物・構築物</p> <p>< 中略 ></p> <p><input type="checkbox"/> (1) () f.- 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地</p>	<p>設計及び工事の計画の <input type="checkbox"/> (1) () f.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <input type="checkbox"/> (1) () f.- を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>g. □(1)()g.- 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、<u>基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</u></p>	<p>(9) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、<u>基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</u></p> <p>1.4.2.3 地震力の算定方法 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「1.4.1.3 地震力の算定方法」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰数について、以下のとおり適用する。</p> <p>(2) 動的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設について、「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p>	<p>盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかに行う。 <u>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</u></p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 f. 屋外重要土木構造物、□(1)()g.- 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、<u>基準地震動S_sによる地震力に対して、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。</u></p> <p>なお、基準地震動S_sによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>b. 動的地震力 <中略> 重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力を適用する。</p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)()g.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)()g.- を全て含んでおり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスで共振のおそれのある施設については、</p> <p>「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析又は加振試験等を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数</p> <p>「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(3) 設計用減衰定数」を適用する。</p> <p>1.4.2.4 荷重の組合せと許容限界</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p>	<p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、Bクラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスで共振のおそれのある施設については、共振のおそれのあるBクラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、基準地震動Ssによる地震力を適用する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の既往評価を適用できる基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p>< 中略 ></p> <p>c. 設計用減衰定数</p> <p>地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 運転時の状態 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a) 運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(d) 設計用自然条件 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(c) 設計用自然条件」を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(a) 通常運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態</p>	<p>なお、自然現象に関する組合せは、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に従い行う。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.~ハ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.~ニ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常自然条件下におかれている状態 ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>ロ. 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>ニ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>ハ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪)</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.~ニ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.~ホ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこ</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(c) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(d) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(e) 設計用自然条件 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(d) 設計用自然条件」を適用する。</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重 (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力、風荷重、積雪荷重等</p> <p>ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p>	<p>れらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>八. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>二. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(積雪)</p> <p>b. 荷重の種類 (a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p> <p>イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重 ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>二. 地震力、積雪荷重 ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(e) 地震力，風荷重，積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては，設計基準</p>	<p>重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p> <p>イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力，積雪荷重</p> <p>c. 荷重の組合せ</p> <p>地震と組み合わせる荷重については「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している積雪による荷重を考慮し，以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 建物・構築物（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. Sクラスの建物・構築物については，常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力とを組み合わせる。*</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ，地震によっ</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCク</p>	<p>て引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱う。</p> <p>二. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力）と組み合わせる。</p> <p>この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ、その状態から更に長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</p> <p>なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧代替注水系又は低圧代替注水系（常設）による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから荷重条件として考慮しない。</p> <p>また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>ホ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>ラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては，設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに，確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p>	<p>備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については，常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>注記*：原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については，異常時圧力及び異常時配管荷重の最大値と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 機器・配管系（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>イ. Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. Sクラスの機器・配管系については，運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれがある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ，地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱う。</p> <p>ニ. Sクラスの機器・配管系については，運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であ</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ，重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）との組合せについては，以下を基本設計とする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動による地震力とを組み合わせ，その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。原子炉格納容器バウンダリを構成する設備（原子炉格納容器内の圧力，温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動による地震力とを組み合わせ，その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。その他の施設については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p>	<p>っても，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力と組み合わせる。*</p> <p>ホ. 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については，運転時の異常な過渡変化時の状態，設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は，その事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ，適切な地震力（基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力）と組み合わせる。この組合せについては，事故事象の発生確率，継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し，工学的，総合的に勘案の上設定する。なお，継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ，重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力（基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力）との組合せについては，以下を基本方針とする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ，その状態から更に長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</p> <p>原子炉格納容器バウンダリを構成する設備（原子炉格納容器内の圧力，温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については，いったん事故が発生した場合，長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力とを組み合わせ，その状態から更に長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</p> <p>なお，格納容器破損モードの評価シナリオのうち，原</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p>	<p>子炉压力容器が破損する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧代替注水系又は低圧代替注水系（常設）による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから荷重条件として考慮しない。</p> <p>その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>へ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>注記*：原子炉格納容器バウンダリを構成する設備については、「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格（（社）日本機械学会，2003）」を踏まえ、異常時圧力及び異常時配管荷重の最大値と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(d) 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>d. 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（(e)に記載のものを除く。）</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし，原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動による地震力との組合せに対する許容限界は，</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（(f)に記載のものを除く。）</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（(e)及び(f)に記載のものを除く。）</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>なお，適用に当たっては，「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力（(e)，(f)に記載のものを除く。）</p>	<p>(a) 建物・構築物（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（(e)に記載のものを除く。）</p> <p>上記イ.(ロ)による許容限界とする。</p> <p>ただし，原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力との組合せに対する許容限界は上記イ.(イ)による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ハ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物（(ト.及びリ.に記載のものを除く。）</p> <p>上記イ.(イ)による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ニ. 耐震重要度分類の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（(ト.，チ.及びリ.に記載のものを除く。）</p> <p>上記イ.(ロ)を適用するほか，耐震重要度分類の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物が，変形等に対して，その支持機能を損なわないものとする。</p> <p>当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は，支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>ホ. 建物・構築物の保有水平耐力（(ト.，チ.及びリ.に記載のものを除く。）</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスをSクラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p>	<p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。</p> <p>ここでは、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類をSクラスとする。</p> <p>へ. 気密性，止水性，遮蔽性，通水機能，貯水機能を考慮する施設</p> <p>構造強度の確保に加えて気密性，止水性，遮蔽性，通水機能，貯水機能が必要な建物・構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト. 屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界 構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては、限界層間変形角，曲げ耐力又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、せん断耐力に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。構造部材のうち、鋼管の曲げについては、終局曲率に対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、終局せん断強度に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。ただし、構造部材の曲げ，せん断に対する上記の許容限界に代わり，許容応力度を適用することで，安全余裕を考慮する場合もある。なお，それぞれの安全余裕については，各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>チ. 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし，原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は，「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。</p>	<p>設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>上記ト.(ロ)による許容限界とする。</p> <p>リ. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 機器・配管系（(c)に記載のものを除く。）</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備，常設重大事故緩和設備，常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>ただし，原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動S dと設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は，イ.(イ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>ハ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態に留まるものとする（評価項目は応力等）。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>h. <input type="checkbox"/> (1) () h.- 上記 b. 及び d. の施設は、<input type="checkbox"/> (1) () h.- Bクラス及びCクラスの施設、上記 c. の施設、上記 e. の設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) () h.- 波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、<input type="checkbox"/> (1) () h.- 事象選定及び影響評価を行う。<input type="checkbox"/> (1) () h.- なお、影響評価においては、上記 b. 及び d. の施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) () h.- 波及的影響の下位のクラスに属する施設の波及的影響については、Bクラス及びCクラスの施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。</p> <p>< 中略 ></p>	<p>1.4.2.5 設計における留意事項</p> <p>「1.4.1.5 設計における留意事項」を適用する。</p> <p>ただし、適用に当たっては、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。</p> <p>なお、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響については、Bクラス及びCクラスの施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。</p> <p>< 中略 ></p>	<p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 波及的影響</p> <p>耐震重要施設及び<input type="checkbox"/> (1) () h.- 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、<input type="checkbox"/> (1) () h.- a 下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>< 中略 ></p> <p>ここで、<input type="checkbox"/> (1) () h.- b 下位クラス施設とは、上位クラス施設の周辺にある上位クラス施設以外の施設（資機材等含む。）をいう。</p> <p>< 中略 ></p> <p>a. 波及的影響</p> <p>< 中略 ></p> <p><input type="checkbox"/> (1) () h.- 波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。<input type="checkbox"/> (1) () h.- この設計における評価に当たっては、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討等を行う。</p> <p>ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設の周辺にある上位クラス施設以外の施設（資機材等含む。）をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) () h.- 耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す(a)～(d)の4つの事項から検討を行う。また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。</p>	<p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () h.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (1) () h.- を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () h.- a 及び<input type="checkbox"/> (1) () h.- b は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (1) () h.- を全て含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () h.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））<input type="checkbox"/> (1) () h.- と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () h.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））<input type="checkbox"/> (1) () h.- を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () h.- は、設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) () h.- において、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す（a）～（d）の4つの事項について「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>（a） 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>イ. 不等沈下 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、不等沈下による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>ロ. 相対変位 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>（b） 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>（c） 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>（d） 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p>	<p>（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設」に読み替えており、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)()h.-□と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (12) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「1.4.2.7 緊急時対策所」に示す。</p> <p>1.4.2.7 緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）から構成される。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）を設置する5号炉原子炉建屋については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の居住性を</p>	<p>b. 建屋への地下水の影響 建屋の耐震性を確保するため、建屋周囲の地下水を排水できるよう6号機地下水排水設備（サブドレンポンプ（容量45m³/h/個、揚程45m、原動機出力15kW/個、個数4）、水位検出器（個数10、検出範囲サブドレンピット底面より+230mm～+1000mm）、排水配管等）（浸水防護施設の設備で兼用（以下同じ。））を設置し、5号機地下水排水設備（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（サブドレンポンプ（容量45m³/h/個、揚程45m、原動機出力15kW/個、個数4）、水位検出器（個数10、検出範囲サブドレンピット底面より+230mm～+1000mm）、排水配管等）を設置する。なお、7号機地下水排水設備（浸水防護施設の設備で兼用）の一部（サブドレンピット、集水管、サブドレン管）を6号機共用設備として設置する。また、基準地震動S_sによる地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とする。</p> <p>6号機地下水排水設備については、非常用ディーゼル発電設備又は常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とし、5号機地下水排水設備については、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>なお、地下水排水設備の影響範囲はその機能を考慮した地下水位を設定し、水圧の影響を考慮する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 j. 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所」に示す。</p> <p>(6) 緊急時対策所 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））から構成される。5号機原子炉建屋内緊急時対策所については、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>確保するため、鋼製の高気密室を設置し、基準地震動による地震力に対して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を設置する5号炉原子炉建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）内に設置する室内遮蔽については、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の居住性を確保するため、基準地震動による地震力に対して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.4.1.3 地震力の算定方法」及び「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p>	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を設置する5号機原子炉建屋については、耐震構造とし、基準地震動Ssによる地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）は居住性を確保するため、基準地震動Ssによる地震力に対して、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p> <p>また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を設置する5号機原子炉建屋及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）内に設置する室内遮蔽については、基準地震動Ssによる地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）は居住性を確保するため、基準地震動Ssによる地震力に対して、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2 - 1表 重大事故等対処設備の設備分類等(1/12)</p> <table border="1" data-bbox="928 577 1584 1543"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 ・無線連絡設備 (常設) [C] ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・衛星電話設備 (常設) [C] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 ・スクリーン室 [C] ・取水路 [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	1.常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 ・無線連絡設備 (常設) [C] ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・衛星電話設備 (常設) [C] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 ・スクリーン室 [C] ・取水路 [C]	<p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 （基本設計方針）</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（1/14）</p> <table border="1" data-bbox="1617 577 2398 1585"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] (2) 放射線管理施設 ・二次遮蔽壁 [B] ・補助遮蔽 [B] (3) 非常用取水設備 ・海水貯留堰 (7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用) ・海水貯留堰 (重大事故等時のみ6,7号機共用) [C] ・スクリーン室 (7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用) ・スクリーン室 (重大事故等時のみ6,7号機共用) [C] ・取水路 (7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用) ・取水路 (重大事故等時のみ6,7号機共用) [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	1.常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] (2) 放射線管理施設 ・二次遮蔽壁 [B] ・補助遮蔽 [B] (3) 非常用取水設備 ・海水貯留堰 (7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用) ・海水貯留堰 (重大事故等時のみ6,7号機共用) [C] ・スクリーン室 (7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用) ・スクリーン室 (重大事故等時のみ6,7号機共用) [C] ・取水路 (7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用) ・取水路 (重大事故等時のみ6,7号機共用) [C]		
設備分類	定義	主要設備 (〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
1.常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 ・無線連絡設備 (常設) [C] ・無線連絡設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・衛星電話設備 (常設) [C] ・衛星電話設備 (屋外アンテナ) [伝送路] [C] ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 ・スクリーン室 [C] ・取水路 [C]														
設備分類	定義	主要設備 (〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
1.常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] (2) 放射線管理施設 ・二次遮蔽壁 [B] ・補助遮蔽 [B] (3) 非常用取水設備 ・海水貯留堰 (7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用) ・海水貯留堰 (重大事故等時のみ6,7号機共用) [C] ・スクリーン室 (7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用) ・スクリーン室 (重大事故等時のみ6,7号機共用) [C] ・取水路 (7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用) ・取水路 (重大事故等時のみ6,7号機共用) [C]														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(2/12)</p> <table border="1" data-bbox="926 352 1587 1318"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処設備を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (1)原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール代替注水系配管・弁〔流路〕 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフューザ〔流路〕[S,B] (3)原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S,B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替注水系（注水系）配管・弁〔流路〕 ・復水補給水系配管・弁〔流路〕[B] ・高圧炉心注水系配管・弁〔流路〕[B] ・残留熱除去系配管・弁（7号炉のみ）〔流路〕[S] ・給水系配管・弁・スパージャ〔流路〕[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁・スパージャ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク〔流路〕[S] ・主排気筒（内筒）〔流路〕[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処設備を兼ねる設備の耐震重要度分類）	2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1)原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール代替注水系配管・弁〔流路〕 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフューザ〔流路〕[S,B] (3)原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S,B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替注水系（注水系）配管・弁〔流路〕 ・復水補給水系配管・弁〔流路〕[B] ・高圧炉心注水系配管・弁〔流路〕[B] ・残留熱除去系配管・弁（7号炉のみ）〔流路〕[S] ・給水系配管・弁・スパージャ〔流路〕[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁・スパージャ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク〔流路〕[S] ・主排気筒（内筒）〔流路〕[S]	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（2/14）</p> <table border="1" data-bbox="1611 363 2398 1371"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[S] ・キャスクビット（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[S] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[B] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[B] ・スキマサージタンク（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[B] ・関連配管[S, B] ・関連配管 (2)原子炉冷却系統施設 ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・ドレン移送ポンプ ・復水貯蔵槽[B] ・高圧代替注水系ポンプ ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・関連弁[S] ・関連弁 ・関連配管[S, B] ・関連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[S] ・キャスクビット（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[S] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[B] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[B] ・スキマサージタンク（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[B] ・関連配管[S, B] ・関連配管 (2)原子炉冷却系統施設 ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・ドレン移送ポンプ ・復水貯蔵槽[B] ・高圧代替注水系ポンプ ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・関連弁[S] ・関連弁 ・関連配管[S, B] ・関連配管		
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処設備を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1)原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール代替注水系配管・弁〔流路〕 ・常設スプレッドヘッド ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフューザ〔流路〕[S,B] (3)原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S,B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替注水系（注水系）配管・弁〔流路〕 ・復水補給水系配管・弁〔流路〕[B] ・高圧炉心注水系配管・弁〔流路〕[B] ・残留熱除去系配管・弁（7号炉のみ）〔流路〕[S] ・給水系配管・弁・スパージャ〔流路〕[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁・スパージャ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク〔流路〕[S] ・主排気筒（内筒）〔流路〕[S]														
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[S] ・キャスクビット（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[S] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[B] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[B] ・スキマサージタンク（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,6号機共用）[B] ・関連配管[S, B] ・関連配管 (2)原子炉冷却系統施設 ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・ドレン移送ポンプ ・復水貯蔵槽[B] ・高圧代替注水系ポンプ ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・関連弁[S] ・関連弁 ・関連配管[S, B] ・関連配管														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(3/12)</p> <table border="1" data-bbox="926 352 1587 1398"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (4) 計測制御系統施設 ・ ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能） ・ 制御棒[S] ・ 制御棒駆動機構（小圧駆動）[S] ・ 制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・ 制御棒駆動系配管 [流路] [S] ・ ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能） ・ ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・ 高圧炉心注水系配管・弁・スパージェ [流路] [S] ・ 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能） ・ 自動減圧系の起動阻止スイッチ[S] ・ 高圧窒素ガス供給系配管・弁 [流路] [S, C] ・ 自動減圧機能用アキュムレータ [流路] [S] ・ 逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・ 起動領域モニタ[S] ・ 平均出力領域モニタ[S] ・ 復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ・ 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量） ・ 高圧代替注水系系統流量 ・ 原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）[S] ・ 原子炉圧力容器温度 ・ 原子炉圧力[S] ・ 原子炉圧力(SA) ・ 原子炉水位(SA) ・ 格納容器内圧力(D/W) ・ 格納容器内圧力(S/C) ・ サプレッション・チェンバ・気体温度 ・ ドライウエル雰囲気温度 ・ 格納容器内水素濃度(SA) ・ 格納容器内水素濃度[S] ・ サプレッション・チェンバ・プール水温度 ・ サプレッション・チェンバ・プール水位 ・ フィルタ装置水位 ・ フィルタ装置入口圧力 ・ フィルタ装置水素濃度 ・ フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・ フィルタ装置スクラバ水 pH ・ 復水貯蔵槽水位(SA) ・ 復水移送ポンプ吐出圧力 ・ 高圧窒素ガス供給系窒素ガス入口圧力[C] ・ 高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力[C] ・ ドレンタンク水位 ・ 遠隔空気駆動弁操作ポンベ出口圧力 (5) 放射線管理施設 ・ 格納容器内空間放射線レベル (D/W) [S] ・ 格納容器内空間放射線レベル (S/C) [S] ・ フィルタ装置出口放射線モニタ ・ 副圧強化ベント系放射線モニタ ・ 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・ 中央制御室遮蔽[S] ・ 中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR 外気取入タンバ、MCR 非常用外気取入タンバ、MCR 排気タンバ）[流路] [S] ・ 中央制御室換気空調系ダクト（MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト）[流路] [S] ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4) 計測制御系統施設 ・ ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能） ・ 制御棒[S] ・ 制御棒駆動機構（小圧駆動）[S] ・ 制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・ 制御棒駆動系配管 [流路] [S] ・ ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能） ・ ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・ 高圧炉心注水系配管・弁・スパージェ [流路] [S] ・ 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能） ・ 自動減圧系の起動阻止スイッチ[S] ・ 高圧窒素ガス供給系配管・弁 [流路] [S, C] ・ 自動減圧機能用アキュムレータ [流路] [S] ・ 逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・ 起動領域モニタ[S] ・ 平均出力領域モニタ[S] ・ 復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ・ 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量） ・ 高圧代替注水系系統流量 ・ 原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）[S] ・ 原子炉圧力容器温度 ・ 原子炉圧力[S] ・ 原子炉圧力(SA) ・ 原子炉水位(SA) ・ 格納容器内圧力(D/W) ・ 格納容器内圧力(S/C) ・ サプレッション・チェンバ・気体温度 ・ ドライウエル雰囲気温度 ・ 格納容器内水素濃度(SA) ・ 格納容器内水素濃度[S] ・ サプレッション・チェンバ・プール水温度 ・ サプレッション・チェンバ・プール水位 ・ フィルタ装置水位 ・ フィルタ装置入口圧力 ・ フィルタ装置水素濃度 ・ フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・ フィルタ装置スクラバ水 pH ・ 復水貯蔵槽水位(SA) ・ 復水移送ポンプ吐出圧力 ・ 高圧窒素ガス供給系窒素ガス入口圧力[C] ・ 高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力[C] ・ ドレンタンク水位 ・ 遠隔空気駆動弁操作ポンベ出口圧力 (5) 放射線管理施設 ・ 格納容器内空間放射線レベル (D/W) [S] ・ 格納容器内空間放射線レベル (S/C) [S] ・ フィルタ装置出口放射線モニタ ・ 副圧強化ベント系放射線モニタ ・ 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・ 中央制御室遮蔽[S] ・ 中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR 外気取入タンバ、MCR 非常用外気取入タンバ、MCR 排気タンバ）[流路] [S] ・ 中央制御室換気空調系ダクト（MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト）[流路] [S] ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（3/14）</p> <table border="1" data-bbox="1611 352 2261 1360"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (3) 計測制御系統施設 ・ ボロンカーバイド型制御棒[S] ・ 制御棒駆動機構[S] ・ 水圧制御ユニット[S] ・ ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ 起動領域モニタ[S] ・ 出力領域モニタ[S] ・ 高圧代替注水系系統流量 ・ 復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ・ 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量） ・ 原子炉圧力[S] ・ 原子炉圧力(SA) ・ 原子炉水位（広帯域）[S] ・ 原子炉水位（燃料域）[S] ・ 原子炉水位(SA) ・ 格納容器内圧力(D/W) ・ 格納容器内圧力(S/C) ・ ドライウエル雰囲気温度 ・ サプレッション・チェンバ・気体温度 ・ サプレッション・チェンバ・プール水温度 ・ 格納容器内水素濃度[S] ・ 格納容器内水素濃度(SA) ・ 復水貯蔵槽水位(SA) ・ サプレッション・チェンバ・プール水位 ・ 代替制御棒挿入起動信号（原子炉圧力高） ・ 代替制御棒挿入起動信号（原子炉水位低（レベル2）） ・ 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(1)（原子炉圧力高） ・ 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(1)（原子炉水位低（レベル3）） ・ 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(2)（原子炉水位低（レベル2）） ・ 代替自動減圧起動信号（原子炉水位低（レベル1）） ・ 主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・ 主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・ 関連弁[S, C] ・ 関連配管[S, C] ・ 関連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(3) 計測制御系統施設 ・ ボロンカーバイド型制御棒[S] ・ 制御棒駆動機構[S] ・ 水圧制御ユニット[S] ・ ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ 起動領域モニタ[S] ・ 出力領域モニタ[S] ・ 高圧代替注水系系統流量 ・ 復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ・ 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量） ・ 原子炉圧力[S] ・ 原子炉圧力(SA) ・ 原子炉水位（広帯域）[S] ・ 原子炉水位（燃料域）[S] ・ 原子炉水位(SA) ・ 格納容器内圧力(D/W) ・ 格納容器内圧力(S/C) ・ ドライウエル雰囲気温度 ・ サプレッション・チェンバ・気体温度 ・ サプレッション・チェンバ・プール水温度 ・ 格納容器内水素濃度[S] ・ 格納容器内水素濃度(SA) ・ 復水貯蔵槽水位(SA) ・ サプレッション・チェンバ・プール水位 ・ 代替制御棒挿入起動信号（原子炉圧力高） ・ 代替制御棒挿入起動信号（原子炉水位低（レベル2）） ・ 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(1)（原子炉圧力高） ・ 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(1)（原子炉水位低（レベル3）） ・ 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(2)（原子炉水位低（レベル2）） ・ 代替自動減圧起動信号（原子炉水位低（レベル1）） ・ 主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・ 主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・ 関連弁[S, C] ・ 関連配管[S, C] ・ 関連配管		
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4) 計測制御系統施設 ・ ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能） ・ 制御棒[S] ・ 制御棒駆動機構（小圧駆動）[S] ・ 制御棒駆動系水圧制御ユニット[S] ・ 制御棒駆動系配管 [流路] [S] ・ ATWS 緩和設備（代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能） ・ ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・ 高圧炉心注水系配管・弁・スパージェ [流路] [S] ・ 代替自動減圧ロジック（代替自動減圧機能） ・ 自動減圧系の起動阻止スイッチ[S] ・ 高圧窒素ガス供給系配管・弁 [流路] [S, C] ・ 自動減圧機能用アキュムレータ [流路] [S] ・ 逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・ 起動領域モニタ[S] ・ 平均出力領域モニタ[S] ・ 復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ・ 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量） ・ 高圧代替注水系系統流量 ・ 原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域）[S] ・ 原子炉圧力容器温度 ・ 原子炉圧力[S] ・ 原子炉圧力(SA) ・ 原子炉水位(SA) ・ 格納容器内圧力(D/W) ・ 格納容器内圧力(S/C) ・ サプレッション・チェンバ・気体温度 ・ ドライウエル雰囲気温度 ・ 格納容器内水素濃度(SA) ・ 格納容器内水素濃度[S] ・ サプレッション・チェンバ・プール水温度 ・ サプレッション・チェンバ・プール水位 ・ フィルタ装置水位 ・ フィルタ装置入口圧力 ・ フィルタ装置水素濃度 ・ フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・ フィルタ装置スクラバ水 pH ・ 復水貯蔵槽水位(SA) ・ 復水移送ポンプ吐出圧力 ・ 高圧窒素ガス供給系窒素ガス入口圧力[C] ・ 高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力[C] ・ ドレンタンク水位 ・ 遠隔空気駆動弁操作ポンベ出口圧力 (5) 放射線管理施設 ・ 格納容器内空間放射線レベル (D/W) [S] ・ 格納容器内空間放射線レベル (S/C) [S] ・ フィルタ装置出口放射線モニタ ・ 副圧強化ベント系放射線モニタ ・ 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・ 中央制御室遮蔽[S] ・ 中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR 外気取入タンバ、MCR 非常用外気取入タンバ、MCR 排気タンバ）[流路] [S] ・ 中央制御室換気空調系ダクト（MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト）[流路] [S] ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽														
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(3) 計測制御系統施設 ・ ボロンカーバイド型制御棒[S] ・ 制御棒駆動機構[S] ・ 水圧制御ユニット[S] ・ ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ 起動領域モニタ[S] ・ 出力領域モニタ[S] ・ 高圧代替注水系系統流量 ・ 復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ・ 復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量） ・ 原子炉圧力[S] ・ 原子炉圧力(SA) ・ 原子炉水位（広帯域）[S] ・ 原子炉水位（燃料域）[S] ・ 原子炉水位(SA) ・ 格納容器内圧力(D/W) ・ 格納容器内圧力(S/C) ・ ドライウエル雰囲気温度 ・ サプレッション・チェンバ・気体温度 ・ サプレッション・チェンバ・プール水温度 ・ 格納容器内水素濃度[S] ・ 格納容器内水素濃度(SA) ・ 復水貯蔵槽水位(SA) ・ サプレッション・チェンバ・プール水位 ・ 代替制御棒挿入起動信号（原子炉圧力高） ・ 代替制御棒挿入起動信号（原子炉水位低（レベル2）） ・ 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(1)（原子炉圧力高） ・ 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(1)（原子炉水位低（レベル3）） ・ 代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号(2)（原子炉水位低（レベル2）） ・ 代替自動減圧起動信号（原子炉水位低（レベル1）） ・ 主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・ 主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・ 関連弁[S, C] ・ 関連配管[S, C] ・ 関連配管														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(4/12)</p> <table border="1" data-bbox="926 352 1587 1344"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋ブローアウトパネル ・耐圧強化ベント系（W/W）配管・弁〔流路〕[S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁〔流路〕 ・不活性ガス系配管・弁〔流路〕[S,C] ・耐圧強化ベント系（D/W）配管・弁〔流路〕[S] ・残留熱除去系配管・弁〔流路〕[S] ・格納容器スプレィ・ヘッダ〔流路〕[S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ラフチェンジャーディスク ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁〔流路〕 ・耐圧強化ベント系配管・弁〔流路〕[S] ・CSP外部補給配管・弁〔流路〕[B] ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕[S] (7)非常用電源設備 ・AM用切替装置（SRV） ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S] ・第一GTG発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機電力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋ブローアウトパネル ・耐圧強化ベント系（W/W）配管・弁〔流路〕[S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁〔流路〕 ・不活性ガス系配管・弁〔流路〕[S,C] ・耐圧強化ベント系（D/W）配管・弁〔流路〕[S] ・残留熱除去系配管・弁〔流路〕[S] ・格納容器スプレィ・ヘッダ〔流路〕[S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ラフチェンジャーディスク ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁〔流路〕 ・耐圧強化ベント系配管・弁〔流路〕[S] ・CSP外部補給配管・弁〔流路〕[B] ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕[S] (7)非常用電源設備 ・AM用切替装置（SRV） ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S] ・第一GTG発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機電力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S]	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（4/14）</p> <table border="1" data-bbox="1611 352 2398 1360"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (4)放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（7号機設備，6,7号機共用）[S] ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 (5)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・上部ドライウエル機器搬入用ハッチ[S] ・下部ドライウエル機器搬入用ハッチ[S] ・サブプレッションチェンバ出入口[S] ・上部ドライウエル所員用エアロック[S] ・下部ドライウエル所員用エアロック[S] ・配管貫通部[S] ・電気配線貫通部[S] ・真空破壊弁[S] ・ダイヤフラムフロア[S] ・ベント管[S] ・復水移送ポンプ[B] ・復水貯蔵槽[B] ・関連弁[S] ・関連配管[S, B] ・関連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4)放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（7号機設備，6,7号機共用）[S] ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 (5)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・上部ドライウエル機器搬入用ハッチ[S] ・下部ドライウエル機器搬入用ハッチ[S] ・サブプレッションチェンバ出入口[S] ・上部ドライウエル所員用エアロック[S] ・下部ドライウエル所員用エアロック[S] ・配管貫通部[S] ・電気配線貫通部[S] ・真空破壊弁[S] ・ダイヤフラムフロア[S] ・ベント管[S] ・復水移送ポンプ[B] ・復水貯蔵槽[B] ・関連弁[S] ・関連配管[S, B] ・関連配管		
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋ブローアウトパネル ・耐圧強化ベント系（W/W）配管・弁〔流路〕[S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁〔流路〕 ・不活性ガス系配管・弁〔流路〕[S,C] ・耐圧強化ベント系（D/W）配管・弁〔流路〕[S] ・残留熱除去系配管・弁〔流路〕[S] ・格納容器スプレィ・ヘッダ〔流路〕[S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ラフチェンジャーディスク ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁〔流路〕 ・耐圧強化ベント系配管・弁〔流路〕[S] ・CSP外部補給配管・弁〔流路〕[B] ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕[S] (7)非常用電源設備 ・AM用切替装置（SRV） ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S] ・第一GTG発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機電力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S]														
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4)放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（7号機設備，6,7号機共用）[S] ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 (5)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・上部ドライウエル機器搬入用ハッチ[S] ・下部ドライウエル機器搬入用ハッチ[S] ・サブプレッションチェンバ出入口[S] ・上部ドライウエル所員用エアロック[S] ・下部ドライウエル所員用エアロック[S] ・配管貫通部[S] ・電気配線貫通部[S] ・真空破壊弁[S] ・ダイヤフラムフロア[S] ・ベント管[S] ・復水移送ポンプ[B] ・復水貯蔵槽[B] ・関連弁[S] ・関連配管[S, B] ・関連配管														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(5/12)</p> <table border="1" data-bbox="926 352 1584 1285"> <thead> <tr> <th data-bbox="926 352 1071 478">設備分類</th> <th data-bbox="1071 352 1237 478">定義</th> <th data-bbox="1237 352 1584 478">主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="926 478 1071 1285">2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td data-bbox="1071 478 1237 1285">常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td data-bbox="1237 478 1584 1285"> <p>(7)非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用 D/G 発電機電圧（他号炉） ・非常用 D/G 発電機電力（他号炉） ・非常用 D/G 発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1 電圧[S] ・P/C D-1 電圧[S] ・P/C C-1 電圧（他号炉） ・P/C D-1 電圧（他号炉） ・直流 125V 主母線盤 A 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 B 電圧[S] ・直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧[S] ・AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧 ・第一 GTG 発電機周波数 <p>(8)非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留堰[S] <p>(9)緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(7)非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用 D/G 発電機電圧（他号炉） ・非常用 D/G 発電機電力（他号炉） ・非常用 D/G 発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1 電圧[S] ・P/C D-1 電圧[S] ・P/C C-1 電圧（他号炉） ・P/C D-1 電圧（他号炉） ・直流 125V 主母線盤 A 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 B 電圧[S] ・直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧[S] ・AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧 ・第一 GTG 発電機周波数 <p>(8)非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留堰[S] <p>(9)緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] 	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（5/14）</p> <table border="1" data-bbox="1614 352 2404 1365"> <thead> <tr> <th data-bbox="1614 352 1801 443">設備分類</th> <th data-bbox="1801 352 1982 443">定義</th> <th data-bbox="1982 352 2404 443">主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1614 443 1801 1365">2.常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td data-bbox="1801 443 1982 1365">常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td data-bbox="1982 443 2404 1365"> <p>(6)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一ガスタービン発電機用ガスタービン（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用调速装置及び非常调速装置（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（7号機設備，6,7号機共用） ・軽油タンク（7号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用） ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・第一ガスタービン発電機（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用励磁装置（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用保護継電装置（7号機設備，6,7号機共用） ・AM 用直流 125V 充電器 ・直流 125V 蓄電池（6A）[S] ・直流 125V 蓄電池（6A-2）[S] ・直流 125V 蓄電池（6B）[S] ・AM 用直流 125V 蓄電池 ・関連配管 <p>(7)補機駆動用燃料設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・軽油タンク（7号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用） ・関連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(6)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一ガスタービン発電機用ガスタービン（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用调速装置及び非常调速装置（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（7号機設備，6,7号機共用） ・軽油タンク（7号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用） ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・第一ガスタービン発電機（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用励磁装置（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用保護継電装置（7号機設備，6,7号機共用） ・AM 用直流 125V 充電器 ・直流 125V 蓄電池（6A）[S] ・直流 125V 蓄電池（6A-2）[S] ・直流 125V 蓄電池（6B）[S] ・AM 用直流 125V 蓄電池 ・関連配管 <p>(7)補機駆動用燃料設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・軽油タンク（7号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用） ・関連配管 		
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(7)非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用 D/G 発電機電圧（他号炉） ・非常用 D/G 発電機電力（他号炉） ・非常用 D/G 発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1 電圧[S] ・P/C D-1 電圧[S] ・P/C C-1 電圧（他号炉） ・P/C D-1 電圧（他号炉） ・直流 125V 主母線盤 A 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 B 電圧[S] ・直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧[S] ・AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧 ・第一 GTG 発電機周波数 <p>(8)非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留堰[S] <p>(9)緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] 														
設備分類	定義	主要設備 〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2.常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(6)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一ガスタービン発電機用ガスタービン（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用调速装置及び非常调速装置（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（7号機設備，6,7号機共用） ・軽油タンク（7号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用） ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・第一ガスタービン発電機（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用励磁装置（7号機設備，6,7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用保護継電装置（7号機設備，6,7号機共用） ・AM 用直流 125V 充電器 ・直流 125V 蓄電池（6A）[S] ・直流 125V 蓄電池（6A-2）[S] ・直流 125V 蓄電池（6B）[S] ・AM 用直流 125V 蓄電池 ・関連配管 <p>(7)補機駆動用燃料設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・軽油タンク（7号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用） ・関連配管 														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2 - 1表 重大事故等対処設備の設備分類等(6/12)</p> <table border="1" data-bbox="926 352 1587 1323"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td> (1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系配管・弁 [流路] ・常設スプレイヘッド (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁 [流路] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁 [流路] [S] ・高圧代替注水系（注水系）配管・弁 [流路] ・残留熱除去系配管・弁（7号炉のみ） [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ [流路] [S, B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系配管・弁 [流路] [B] ・高圧炉心注水系配管・弁 [流路] [D] ・給水系配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・残留熱除去系配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク [流路] [S] ・サブプレッション・チェンバ[S] ・主排気筒（内筒） [流路] [S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水系配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流速) ・復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流速) ・復水補給水系流量 (格納容器下部注水流速) ・復水補給水系温度 (代替循環冷却) ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域） [S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウェル雰囲気温度 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系配管・弁 [流路] ・常設スプレイヘッド (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁 [流路] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁 [流路] [S] ・高圧代替注水系（注水系）配管・弁 [流路] ・残留熱除去系配管・弁（7号炉のみ） [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ [流路] [S, B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系配管・弁 [流路] [B] ・高圧炉心注水系配管・弁 [流路] [D] ・給水系配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・残留熱除去系配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク [流路] [S] ・サブプレッション・チェンバ[S] ・主排気筒（内筒） [流路] [S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水系配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流速) ・復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流速) ・復水補給水系流量 (格納容器下部注水流速) ・復水補給水系温度 (代替循環冷却) ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域） [S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウェル雰囲気温度	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類(6/14)</p> <table border="1" data-bbox="1611 352 2392 1365"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 6号機共用） [S] ・キャスクピット（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 6号機共用） [S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 6号機共用） [S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・関連配管 (2) 原子炉冷却系統施設 ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・復水貯蔵槽[B] ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S, B] ・関連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 6号機共用） [S] ・キャスクピット（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 6号機共用） [S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 6号機共用） [S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・関連配管 (2) 原子炉冷却系統施設 ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・復水貯蔵槽[B] ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S, B] ・関連配管		
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(1) 原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系配管・弁 [流路] ・常設スプレイヘッド (3) 原子炉冷却系統施設 ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁 [流路] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁 [流路] [S] ・高圧代替注水系（注水系）配管・弁 [流路] ・残留熱除去系配管・弁（7号炉のみ） [流路] [S] ・逃がし安全弁 [操作対象弁] [S] ・自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ [流路] [S, B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系配管・弁 [流路] [B] ・高圧炉心注水系配管・弁 [流路] [D] ・給水系配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・残留熱除去系配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク [流路] [S] ・サブプレッション・チェンバ[S] ・主排気筒（内筒） [流路] [S] (4) 計測制御系統施設 ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水系配管・弁・スパーージャ [流路] [S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流速) ・復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流速) ・復水補給水系流量 (格納容器下部注水流速) ・復水補給水系温度 (代替循環冷却) ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位（広帯域）、原子炉水位（燃料域） [S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブプレッション・チェンバ気体温度 ・ドライウェル雰囲気温度														
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 6号機共用） [S] ・キャスクピット（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 6号機共用） [S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 6号機共用） [S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・関連配管 (2) 原子炉冷却系統施設 ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・復水貯蔵槽[B] ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S, B] ・関連配管														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2 - 1表 重大事故等対処設備の設備分類等(7/12)</p> <table border="1" data-bbox="926 352 1584 1318"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td> (4) 計測制御系統施設（続き） <ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッション・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内水素濃度 (SA) ・格納容器内水素濃度 [S] ・サブプレッション・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] ・無線連絡設備（常設）[C] ・無線連絡設備（屋外アンテナ）〔伝送路〕[C] ・衛星電話設備（常設）[C] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）〔伝送路〕[C] ・無線通信装置〔伝送路〕[C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作ポンプ出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (5) 放射線管理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダンパ、MCR 非常用外気取入ダンパ、MCR 排気ダンパ)〔流路〕[S] ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト)〔流路〕[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設） ・中央制御室待避室陽圧化装置（配管・弁）〔流路〕 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（配管・弁）〔流路〕 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（配管・弁）〔流路〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(4) 計測制御系統施設（続き） <ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッション・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内水素濃度 (SA) ・格納容器内水素濃度 [S] ・サブプレッション・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] ・無線連絡設備（常設）[C] ・無線連絡設備（屋外アンテナ）〔伝送路〕[C] ・衛星電話設備（常設）[C] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）〔伝送路〕[C] ・無線通信装置〔伝送路〕[C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作ポンプ出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (5) 放射線管理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダンパ、MCR 非常用外気取入ダンパ、MCR 排気ダンパ)〔流路〕[S] ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト)〔流路〕[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設） ・中央制御室待避室陽圧化装置（配管・弁）〔流路〕 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（配管・弁）〔流路〕 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（配管・弁）〔流路〕 	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類(7/14)</p> <table border="1" data-bbox="1611 363 2392 1371"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> (3) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・復水補給水系温度（代替循環冷却） ・高圧代替注水系系統流量 ・復水補給水系流量 (RRR A 系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RRR B 系代替注水流量) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッションチェンバ気体温度 ・サブプレッションチェンバプール水温度 ・格納容器内酸素濃度 [S] ・格納容器内水素濃度 [S] ・格納容器内水素濃度 (SA) ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ・サブプレッションチェンバプール水位 ・格納容器下部水位 ・原子炉建屋水素濃度 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(3) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・復水補給水系温度（代替循環冷却） ・高圧代替注水系系統流量 ・復水補給水系流量 (RRR A 系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RRR B 系代替注水流量) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッションチェンバ気体温度 ・サブプレッションチェンバプール水温度 ・格納容器内酸素濃度 [S] ・格納容器内水素濃度 [S] ・格納容器内水素濃度 (SA) ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ・サブプレッションチェンバプール水位 ・格納容器下部水位 ・原子炉建屋水素濃度 		
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(4) 計測制御系統施設（続き） <ul style="list-style-type: none"> ・サブプレッション・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内水素濃度 (SA) ・格納容器内水素濃度 [S] ・サブプレッション・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ水 pH ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・安全パラメータ表示システム (SPDS) [C] ・無線連絡設備（常設）[C] ・無線連絡設備（屋外アンテナ）〔伝送路〕[C] ・衛星電話設備（常設）[C] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）〔伝送路〕[C] ・無線通信装置〔伝送路〕[C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作ポンプ出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (5) 放射線管理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰囲気放射線レベル (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線レベル (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダンパ、MCR 非常用外気取入ダンパ、MCR 排気ダンパ)〔流路〕[S] ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト)〔流路〕[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設） ・中央制御室待避室陽圧化装置（配管・弁）〔流路〕 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（配管・弁）〔流路〕 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（配管・弁）〔流路〕 														
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(3) 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・復水補給水系温度（代替循環冷却） ・高圧代替注水系系統流量 ・復水補給水系流量 (RRR A 系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RRR B 系代替注水流量) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・ドライウエル雰囲気温度 ・サブプレッションチェンバ気体温度 ・サブプレッションチェンバプール水温度 ・格納容器内酸素濃度 [S] ・格納容器内水素濃度 [S] ・格納容器内水素濃度 (SA) ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ・サブプレッションチェンバプール水位 ・格納容器下部水位 ・原子炉建屋水素濃度 														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(8/12)</p> <table border="1" data-bbox="926 352 1587 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="926 352 1071 478">設備分類</th> <th data-bbox="1071 352 1240 478">定義</th> <th data-bbox="1240 352 1587 478">主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="926 478 1071 1339">3.常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="1071 478 1240 1339">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td data-bbox="1240 478 1587 1339"> (6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ベント系(W/W) 配管・弁 [流路] [S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・輿留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ [流路] [S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラプチャーディスク ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] ・耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] ・静的熱媒式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系乾燥装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] (7)非常用電源設備 ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] ・直流 125V 蓄電池 A[S] ・直流 125V 蓄電池 A-2[S] ・直流 125V 蓄電池 B[S] ・AM用直流 125V 蓄電池 ・直流 125V 充電器 A[S] ・直流 125V 充電器 A-2[S] ・直流 125V 充電器 B[S] ・AM用直流 125V 充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線 C系[S] ・非常用高圧母線 D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	3.常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ベント系(W/W) 配管・弁 [流路] [S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・輿留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ [流路] [S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラプチャーディスク ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] ・耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] ・静的熱媒式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系乾燥装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] (7)非常用電源設備 ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] ・直流 125V 蓄電池 A[S] ・直流 125V 蓄電池 A-2[S] ・直流 125V 蓄電池 B[S] ・AM用直流 125V 蓄電池 ・直流 125V 充電器 A[S] ・直流 125V 充電器 A-2[S] ・直流 125V 充電器 B[S] ・AM用直流 125V 充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線 C系[S] ・非常用高圧母線 D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S]	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（8/14）</p> <table border="1" data-bbox="1611 352 2261 1369"> <thead> <tr> <th data-bbox="1611 352 1789 445">設備分類</th> <th data-bbox="1789 352 1955 445">定義</th> <th data-bbox="1955 352 2261 445">主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1611 445 1789 1369">3.常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="1789 445 1955 1369">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td data-bbox="1955 445 2261 1369"> (4)放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（7号機設備，6,7号機共用）[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設）（7号機設備，6,7号機共用） ・二次遮蔽壁[B] ・補助遮蔽[B] ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・関連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	3.常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(4)放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（7号機設備，6,7号機共用）[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設）（7号機設備，6,7号機共用） ・二次遮蔽壁[B] ・補助遮蔽[B] ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・関連配管		
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
3.常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	(6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ベント系(W/W) 配管・弁 [流路] [S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁 [流路] ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・輿留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ [流路] [S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ [流路] [S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラプチャーディスク ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁 [流路] ・耐圧強化ベント系配管・弁 [流路] [S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁 [流路] [B] ・静的熱媒式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系乾燥装置 [流路] [S] ・非常用ガス処理系配管・弁 [流路] [S] (7)非常用電源設備 ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁 [燃料流路] ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁 [燃料流路] ・直流 125V 蓄電池 A[S] ・直流 125V 蓄電池 A-2[S] ・直流 125V 蓄電池 B[S] ・AM用直流 125V 蓄電池 ・直流 125V 充電器 A[S] ・直流 125V 充電器 A-2[S] ・直流 125V 充電器 B[S] ・AM用直流 125V 充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線 C系[S] ・非常用高圧母線 D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S]														
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
3.常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(4)放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) [S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ベント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（7号機設備，6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（7号機設備，6,7号機共用）[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設）（7号機設備，6,7号機共用） ・二次遮蔽壁[B] ・補助遮蔽[B] ・フィルタベント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・関連配管														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2 - 1表 重大事故等対処設備の設備分類等(9/12)</p> <table border="1" data-bbox="926 352 1587 1318"> <thead> <tr> <th data-bbox="926 352 1071 478">設備分類</th> <th data-bbox="1071 352 1234 478">定義</th> <th data-bbox="1234 352 1587 478">主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="926 478 1071 1318">3. 常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="1071 478 1234 1318">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td data-bbox="1234 478 1587 1318"> <p>(7) 非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一 GTG 発電機電圧 ・ 非常用 D/G 発電機電圧 [S] ・ 非常用 D/G 発電機電力 [S] ・ 非常用 D/G 発電機周波数 [S] ・ 非常用 D/G 発電機電圧（他号炉） ・ 非常用 D/G 発電機電力（他号炉） ・ 非常用 D/G 発電機周波数（他号炉） ・ P/C C-1 電圧 [S] ・ P/C D-1 電圧 [S] ・ P/C C-1 電圧（他号炉） ・ P/C D-1 電圧（他号炉） ・ 直流 125V 主母線盤 A 電圧 [S] ・ 直流 125V 主母線盤 B 電圧 [S] ・ 直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧 [S] ・ AM 用直流 125V 充電器蓄電池電圧 ・ 第一 GTG 発電機周波数 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海水貯留堰 [S] ・ スクリーン室 [C] ・ 取水路 [C] <p>(9) 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・ 負荷変圧器 [S] ・ 交流分電盤 [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(7) 非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一 GTG 発電機電圧 ・ 非常用 D/G 発電機電圧 [S] ・ 非常用 D/G 発電機電力 [S] ・ 非常用 D/G 発電機周波数 [S] ・ 非常用 D/G 発電機電圧（他号炉） ・ 非常用 D/G 発電機電力（他号炉） ・ 非常用 D/G 発電機周波数（他号炉） ・ P/C C-1 電圧 [S] ・ P/C D-1 電圧 [S] ・ P/C C-1 電圧（他号炉） ・ P/C D-1 電圧（他号炉） ・ 直流 125V 主母線盤 A 電圧 [S] ・ 直流 125V 主母線盤 B 電圧 [S] ・ 直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧 [S] ・ AM 用直流 125V 充電器蓄電池電圧 ・ 第一 GTG 発電機周波数 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海水貯留堰 [S] ・ スクリーン室 [C] ・ 取水路 [C] <p>(9) 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・ 負荷変圧器 [S] ・ 交流分電盤 [S] 	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（9/14）</p> <table border="1" data-bbox="1611 352 2398 1367"> <thead> <tr> <th data-bbox="1611 352 1798 443">設備分類</th> <th data-bbox="1798 352 1976 443">定義</th> <th data-bbox="1976 352 2398 443">主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1611 443 1798 1367">3. 常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="1798 443 1976 1367">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td data-bbox="1976 443 2398 1367"> <p>(5) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器 [S] ・ 上部ドライウエル機器搬入用ハッチ [S] ・ 下部ドライウエル機器搬入用ハッチ [S] ・ サプレッションチェンバ出入口 [S] ・ 上部ドライウエル所員用エアロック [S] ・ 下部ドライウエル所員用エアロック [S] ・ 配管貫通部 [S] ・ 電気配線貫通部 [S] ・ 原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設） [S] ・ 原子炉建屋機器搬出入口 [S] ・ 原子炉建屋エアロック [S] ・ 真空破壊弁 [S] ・ ダイヤフラムフロア [S] ・ ベント管 [S] ・ 復水移送ポンプ [B] ・ 復水貯蔵槽 [B] ・ 残留熱除去系熱交換器 [S] ・ 残留熱除去系ポンプ [S] ・ 残留熱除去系ストレナ [S] ・ 高圧代替注水系ポンプ ・ ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・ 非常用ガス処理系乾燥装置 [S] ・ 非常用ガス処理系排風機 [S] ・ 非常用ガス処理系フィルタ装置 [S] ・ 静的触媒式水素再結合器 ・ ドレン移送ポンプ ・ ドレンタンク ・ フィルタ装置 ・ よう素フィルタ ・ ラブチャーディスク（フィルタ装置出口側） ・ ラブチャーディスク（よう素フィルタ出口側） ・ 関連弁 [S] ・ 関連弁 ・ 関連配管 [S, B] ・ 関連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(5) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器 [S] ・ 上部ドライウエル機器搬入用ハッチ [S] ・ 下部ドライウエル機器搬入用ハッチ [S] ・ サプレッションチェンバ出入口 [S] ・ 上部ドライウエル所員用エアロック [S] ・ 下部ドライウエル所員用エアロック [S] ・ 配管貫通部 [S] ・ 電気配線貫通部 [S] ・ 原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設） [S] ・ 原子炉建屋機器搬出入口 [S] ・ 原子炉建屋エアロック [S] ・ 真空破壊弁 [S] ・ ダイヤフラムフロア [S] ・ ベント管 [S] ・ 復水移送ポンプ [B] ・ 復水貯蔵槽 [B] ・ 残留熱除去系熱交換器 [S] ・ 残留熱除去系ポンプ [S] ・ 残留熱除去系ストレナ [S] ・ 高圧代替注水系ポンプ ・ ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・ 非常用ガス処理系乾燥装置 [S] ・ 非常用ガス処理系排風機 [S] ・ 非常用ガス処理系フィルタ装置 [S] ・ 静的触媒式水素再結合器 ・ ドレン移送ポンプ ・ ドレンタンク ・ フィルタ装置 ・ よう素フィルタ ・ ラブチャーディスク（フィルタ装置出口側） ・ ラブチャーディスク（よう素フィルタ出口側） ・ 関連弁 [S] ・ 関連弁 ・ 関連配管 [S, B] ・ 関連配管 		
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準事故対処施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(7) 非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一 GTG 発電機電圧 ・ 非常用 D/G 発電機電圧 [S] ・ 非常用 D/G 発電機電力 [S] ・ 非常用 D/G 発電機周波数 [S] ・ 非常用 D/G 発電機電圧（他号炉） ・ 非常用 D/G 発電機電力（他号炉） ・ 非常用 D/G 発電機周波数（他号炉） ・ P/C C-1 電圧 [S] ・ P/C D-1 電圧 [S] ・ P/C C-1 電圧（他号炉） ・ P/C D-1 電圧（他号炉） ・ 直流 125V 主母線盤 A 電圧 [S] ・ 直流 125V 主母線盤 B 電圧 [S] ・ 直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧 [S] ・ AM 用直流 125V 充電器蓄電池電圧 ・ 第一 GTG 発電機周波数 <p>(8) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海水貯留堰 [S] ・ スクリーン室 [C] ・ 取水路 [C] <p>(9) 緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・ 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・ 負荷変圧器 [S] ・ 交流分電盤 [S] 														
設備分類	定義	主要設備 （〔〕内は、設計基準対象施設を 兼ねる設備の耐震重要度分類）														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(5) 原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器 [S] ・ 上部ドライウエル機器搬入用ハッチ [S] ・ 下部ドライウエル機器搬入用ハッチ [S] ・ サプレッションチェンバ出入口 [S] ・ 上部ドライウエル所員用エアロック [S] ・ 下部ドライウエル所員用エアロック [S] ・ 配管貫通部 [S] ・ 電気配線貫通部 [S] ・ 原子炉建屋原子炉区域（二次格納施設） [S] ・ 原子炉建屋機器搬出入口 [S] ・ 原子炉建屋エアロック [S] ・ 真空破壊弁 [S] ・ ダイヤフラムフロア [S] ・ ベント管 [S] ・ 復水移送ポンプ [B] ・ 復水貯蔵槽 [B] ・ 残留熱除去系熱交換器 [S] ・ 残留熱除去系ポンプ [S] ・ 残留熱除去系ストレナ [S] ・ 高圧代替注水系ポンプ ・ ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・ 非常用ガス処理系乾燥装置 [S] ・ 非常用ガス処理系排風機 [S] ・ 非常用ガス処理系フィルタ装置 [S] ・ 静的触媒式水素再結合器 ・ ドレン移送ポンプ ・ ドレンタンク ・ フィルタ装置 ・ よう素フィルタ ・ ラブチャーディスク（フィルタ装置出口側） ・ ラブチャーディスク（よう素フィルタ出口側） ・ 関連弁 [S] ・ 関連弁 ・ 関連配管 [S, B] ・ 関連配管 														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考						
		<p>第 2.1.2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（10/14）</p> <table border="1" data-bbox="1617 357 2398 1371"> <thead> <tr> <th data-bbox="1617 357 1798 447">設備分類</th> <th data-bbox="1798 357 1979 447">定義</th> <th data-bbox="1979 357 2398 447">主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1617 447 1798 1371">3. 常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="1798 447 1979 1371">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td data-bbox="1979 447 2398 1371"> (6) 非常用電源設備 ・ 第一ガスタービン発電機用ガスタービン（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用调速装置及び非常调速装置（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用燃料タンク（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 軽油タンク（7号機設備, 重大事故等時のみ6, 7号機共用） ・ 軽油タンク（重大事故等時のみ6, 7号機共用）〔S〕 ・ 第一ガスタービン発電機（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用励磁装置（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用保護継電装置（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ AM用直流125V充電器 ・ 直流125V蓄電池（6A）〔S〕 ・ 直流125V蓄電池（6A-2）〔S〕 ・ 直流125V蓄電池（6B）〔S〕 ・ AM用直流125V蓄電池 ・ 関連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(6) 非常用電源設備 ・ 第一ガスタービン発電機用ガスタービン（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用调速装置及び非常调速装置（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用燃料タンク（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 軽油タンク（7号機設備, 重大事故等時のみ6, 7号機共用） ・ 軽油タンク（重大事故等時のみ6, 7号機共用）〔S〕 ・ 第一ガスタービン発電機（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用励磁装置（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用保護継電装置（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ AM用直流125V充電器 ・ 直流125V蓄電池（6A）〔S〕 ・ 直流125V蓄電池（6A-2）〔S〕 ・ 直流125V蓄電池（6B）〔S〕 ・ AM用直流125V蓄電池 ・ 関連配管		
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）								
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(6) 非常用電源設備 ・ 第一ガスタービン発電機用ガスタービン（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用调速装置及び非常调速装置（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用燃料タンク（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 軽油タンク（7号機設備, 重大事故等時のみ6, 7号機共用） ・ 軽油タンク（重大事故等時のみ6, 7号機共用）〔S〕 ・ 第一ガスタービン発電機（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用励磁装置（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ 第一ガスタービン発電機用保護継電装置（7号機設備, 6, 7号機共用） ・ AM用直流125V充電器 ・ 直流125V蓄電池（6A）〔S〕 ・ 直流125V蓄電池（6A-2）〔S〕 ・ 直流125V蓄電池（6B）〔S〕 ・ AM用直流125V蓄電池 ・ 関連配管								

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考						
		<p>第 2.1.2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（11/14）</p> <table border="1" data-bbox="1620 354 2392 1356"> <thead> <tr> <th data-bbox="1620 354 1801 447">設備分類</th> <th data-bbox="1801 354 1976 447">定義</th> <th data-bbox="1976 354 2392 447">主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1620 447 1801 1356">3. 常設重大事故緩和設備</td> <td data-bbox="1801 447 1976 1356">重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td data-bbox="1976 447 2392 1356"> (7) 補機駆動用燃料設備 ・ 軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔S〕 ・ 軽油タンク（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ 関連配管 (8) 非常用取水設備 ・ 海水貯留環（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ 海水貯留環（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔C〕 ・ スクリーン室（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ スクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔C〕 ・ 取水路（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ 取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔C〕 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(7) 補機駆動用燃料設備 ・ 軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔S〕 ・ 軽油タンク（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ 関連配管 (8) 非常用取水設備 ・ 海水貯留環（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ 海水貯留環（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔C〕 ・ スクリーン室（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ スクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔C〕 ・ 取水路（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ 取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔C〕		
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）								
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(7) 補機駆動用燃料設備 ・ 軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔S〕 ・ 軽油タンク（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ 関連配管 (8) 非常用取水設備 ・ 海水貯留環（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ 海水貯留環（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔C〕 ・ スクリーン室（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ スクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔C〕 ・ 取水路（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） ・ 取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用）〔C〕								

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第 1.4.2 - 1 表 重大事故等対処設備の設備分類等 (10/12)</p> <table border="1" data-bbox="928 352 1584 1318"> <thead> <tr> <th data-bbox="928 352 1071 478">設備分類</th> <th data-bbox="1071 352 1237 478">定義</th> <th data-bbox="1237 352 1584 478">主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="928 478 1071 1318">4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</td> <td data-bbox="1071 478 1237 1318">設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="1237 478 1584 1318"> (1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁[S] ・原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁・ストレーナ [流路] [S] ・主蒸気系配管・弁[S] ・復水補給水系配管 [流路] [B] ・給水系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S, B] ・高圧炉心注水系注入隔離弁[S] ・残留熱除去系ポンプ [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系統熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・原子炉補機冷却系サージタンク [流路] [S] (2) 計測制御系統施設 ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・高圧炉心注水系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・原子炉補機冷却水系統流量[C] ・残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・BCWサージタンク水位[S] ・原子炉補機冷却水系統熱交換器出口冷却水温度[C] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ [流路] [S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁[S] ・原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁・ストレーナ [流路] [S] ・主蒸気系配管・弁[S] ・復水補給水系配管 [流路] [B] ・給水系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S, B] ・高圧炉心注水系注入隔離弁[S] ・残留熱除去系ポンプ [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系統熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・原子炉補機冷却系サージタンク [流路] [S] (2) 計測制御系統施設 ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・高圧炉心注水系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・原子炉補機冷却水系統流量[C] ・残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・BCWサージタンク水位[S] ・原子炉補機冷却水系統熱交換器出口冷却水温度[C] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ [流路] [S]	<p>第 2.1.2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (12/14)</p> <table border="1" data-bbox="1614 352 2392 1360"> <thead> <tr> <th data-bbox="1614 352 1798 447">設備分類</th> <th data-bbox="1798 352 1976 447">定義</th> <th data-bbox="1976 352 2392 447">主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1614 447 1798 1360">4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</td> <td data-bbox="1798 447 1976 1360">設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="1976 447 2392 1360"> (1) 原子炉冷却系統施設 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系ストレーナ[S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系ストレーナ[S] ・原子炉補機冷却水系統熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系統サージタンク[S] ・原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S, B] (2) 計測制御系統施設 ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・残留熱除去系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・高圧炉心注水系系統流量[S] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系ストレーナ[S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系ストレーナ[S] ・原子炉補機冷却水系統熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系統サージタンク[S] ・原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S, B] (2) 計測制御系統施設 ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・残留熱除去系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・高圧炉心注水系系統流量[S] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S]		
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁[S] ・原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁・ストレーナ [流路] [S] ・主蒸気系配管・弁[S] ・復水補給水系配管 [流路] [B] ・給水系配管・弁・スパージャ [流路] [S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S, B] ・高圧炉心注水系注入隔離弁[S] ・残留熱除去系ポンプ [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スパージャ [流路] [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系統熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ [流路] [S] ・原子炉補機冷却系サージタンク [流路] [S] (2) 計測制御系統施設 ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・高圧炉心注水系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・原子炉補機冷却水系統流量[C] ・残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・BCWサージタンク水位[S] ・原子炉補機冷却水系統熱交換器出口冷却水温度[C] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ [流路] [S]														
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系ストレーナ[S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系ストレーナ[S] ・原子炉補機冷却水系統熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系統サージタンク[S] ・原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S, B] (2) 計測制御系統施設 ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・残留熱除去系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・高圧炉心注水系系統流量[S] (3) 原子炉格納施設 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S]														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第 1.4.2 - 1 表 重大事故等対処設備の設備分類等 (11/12)</p> <table border="1" data-bbox="926 352 1584 1318"> <thead> <tr> <th data-bbox="926 352 1071 478">設備分類</th> <th data-bbox="1071 352 1234 478">定義</th> <th data-bbox="1234 352 1584 478">主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="926 478 1071 1318">4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</td> <td data-bbox="1071 478 1234 1318">設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="1234 478 1584 1318"> (4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流 125V 蓄電池 C[S] ・直流 125V 蓄電池 D[S] ・直流 125V 充電器 C[S] ・直流 125V 充電器 D[S] ・M/C E 電圧[S] ・P/C E-1 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 C 電圧[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流 125V 蓄電池 C[S] ・直流 125V 蓄電池 D[S] ・直流 125V 充電器 C[S] ・直流 125V 充電器 D[S] ・M/C E 電圧[S] ・P/C E-1 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 C 電圧[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C]	<p>第 2.1.2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (13/14)</p> <table border="1" data-bbox="1611 352 2389 1360"> <thead> <tr> <th data-bbox="1611 352 1798 447">設備分類</th> <th data-bbox="1798 352 1973 447">定義</th> <th data-bbox="1973 352 2389 447">主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1611 447 1798 1360">4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</td> <td data-bbox="1798 447 1973 1360">設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="1973 447 2389 1360"> (4) 非常用電源設備 ・ディーゼル機関[S] ・調速装置及び非常調速装置[S] ・機関付清水ポンプ[S] ・空気だめ[S] ・空気だめの安全弁[S] ・空気圧縮機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・発電機[S] ・励磁装置[S] ・保護継電装置[S] ・直流125V蓄電池（6C,6D）[S] ・関連配管[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽(A)[C] ・補機冷却用海水取水槽(B)[C] ・補機冷却用海水取水槽(C)[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・ディーゼル機関[S] ・調速装置及び非常調速装置[S] ・機関付清水ポンプ[S] ・空気だめ[S] ・空気だめの安全弁[S] ・空気圧縮機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・発電機[S] ・励磁装置[S] ・保護継電装置[S] ・直流125V蓄電池（6C,6D）[S] ・関連配管[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽(A)[C] ・補機冷却用海水取水槽(B)[C] ・補機冷却用海水取水槽(C)[C]		
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流 125V 蓄電池 C[S] ・直流 125V 蓄電池 D[S] ・直流 125V 充電器 C[S] ・直流 125V 充電器 D[S] ・M/C E 電圧[S] ・P/C E-1 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 C 電圧[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C]														
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	(4) 非常用電源設備 ・ディーゼル機関[S] ・調速装置及び非常調速装置[S] ・機関付清水ポンプ[S] ・空気だめ[S] ・空気だめの安全弁[S] ・空気圧縮機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・発電機[S] ・励磁装置[S] ・保護継電装置[S] ・直流125V蓄電池（6C,6D）[S] ・関連配管[S] (5) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽(A)[C] ・補機冷却用海水取水槽(B)[C] ・補機冷却用海水取水槽(C)[C]														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第 1.4.2 - 1 表 重大事故等対処設備の設備分類等 (12/12)</p> <table border="1" data-bbox="926 352 1584 1318"> <thead> <tr> <th data-bbox="926 352 1071 478">設備分類</th> <th data-bbox="1071 352 1237 478">定義</th> <th data-bbox="1237 352 1584 478">主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="926 478 1071 1318">5. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</td> <td data-bbox="1071 478 1237 1318">設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="1237 478 1584 1318"> (1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系サージタンク〔流路〕[S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流 125V 蓄電池 C[S] ・直流 125V 蓄電池 D[S] ・直流 125V 充電器 C[S] ・直流 125V 充電器 D[S] ・M/C E 電圧[S] (3) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	5. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系サージタンク〔流路〕[S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流 125V 蓄電池 C[S] ・直流 125V 蓄電池 D[S] ・直流 125V 充電器 C[S] ・直流 125V 充電器 D[S] ・M/C E 電圧[S] (3) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C]	<p>第 2.1.2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (14/14)</p> <table border="1" data-bbox="1611 352 2392 1360"> <thead> <tr> <th data-bbox="1611 352 1798 447">設備分類</th> <th data-bbox="1798 352 1976 447">定義</th> <th data-bbox="1976 352 2392 447">主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1611 447 1798 1360">5. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</td> <td data-bbox="1798 447 1976 1360">設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</td> <td data-bbox="1976 447 2392 1360"> (1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] ・関連配管[S] (2) 原子炉格納施設 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S] (3) 非常用電源設備 ・ディーゼル機関[S] ・調速装置及び非常調速装置[S] ・機関付清水ポンプ[S] ・空気だめ[S] ・空気だめの安全弁[S] ・空気圧縮機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・発電機[S] ・励磁装置[S] ・保護継電装置[S] ・直流125V蓄電池（6C,6D）[S] ・関連配管[S] (4) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽(A)[C] ・補機冷却用海水取水槽(B)[C] ・補機冷却用海水取水槽(C)[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	5. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] ・関連配管[S] (2) 原子炉格納施設 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S] (3) 非常用電源設備 ・ディーゼル機関[S] ・調速装置及び非常調速装置[S] ・機関付清水ポンプ[S] ・空気だめ[S] ・空気だめの安全弁[S] ・空気圧縮機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・発電機[S] ・励磁装置[S] ・保護継電装置[S] ・直流125V蓄電池（6C,6D）[S] ・関連配管[S] (4) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽(A)[C] ・補機冷却用海水取水槽(B)[C] ・補機冷却用海水取水槽(C)[C]		
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
5. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系サージタンク〔流路〕[S] (2) 非常用電源設備 ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] ・直流 125V 蓄電池 C[S] ・直流 125V 蓄電池 D[S] ・直流 125V 充電器 C[S] ・直流 125V 充電器 D[S] ・M/C E 電圧[S] (3) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C]														
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
5. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1) 原子炉冷却系統施設 ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] ・関連配管[S] (2) 原子炉格納施設 ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・関連弁[S] ・関連配管[S] (3) 非常用電源設備 ・ディーゼル機関[S] ・調速装置及び非常調速装置[S] ・機関付清水ポンプ[S] ・空気だめ[S] ・空気だめの安全弁[S] ・空気圧縮機[S] ・燃料デイトンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・発電機[S] ・励磁装置[S] ・保護継電装置[S] ・直流125V蓄電池（6C,6D）[S] ・関連配管[S] (4) 非常用取水設備 ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽(A)[C] ・補機冷却用海水取水槽(B)[C] ・補機冷却用海水取水槽(C)[C]														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(2) 耐津波構造 () 設計基準対象施設に対する耐津波設計</p> <p>設計基準対象施設は、基準津波に□(2)()- に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。□(2)()- 基準津波の策定位置を第 18 図に、時刻歴波形を第 19 図に示す。</p> <p>また、設計基準対象施設のうち、津波から防護□(2)()- する設備を□(2)()- 「設計基準対象施設の津波防護対象設備」とする。</p>	<p>1. 安全設計 1.5 耐津波設計 1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計 1.5.1.1 設計基準対象施設の耐津波設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設は、基準津波に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(1) 津波防護対象の選定 <中略> これより、津波から防護する設備は、クラス1及びクラス2設備並びに耐震Sクラスに属する設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）（以下1.1.では「設計基準対象施設の津波防護対象設備」という。）とする。 <中略></p>	<p>【浸水防護施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1. 津波による損傷の防止 1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が□(2)()- 設置（変更）許可を受けた基準津波に□(2)()- よりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.1.1 津波防護対象設備</p> <p>設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護を検討する対象となる設備は、クラス1、クラス2及びクラス3設備並びに耐震Sクラスに属する設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）とする。このうち、クラス3設備については、安全評価上その機能を期待する設備は、津波に対してその機能を維持できる設計とし、その他の設備は損傷した場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とする。これより、津波から防護□(2)()- すべき施設は、設計基準対象施設のうち□(2)()- a「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()- を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()- は「設置（変更）許可を受けた基準津波」と記載しており、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()- と整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()- と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()- a及び□(2)()- b は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()- を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備</p> <p>10.6.1 津波に対する防護設備</p> <p>10.6.1.1 設計基準対象施設</p> <p>10.6.1.1.2 設計方針</p> <p>(5) 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下10. で同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>f. 発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊及び漂流する可能性がある場合には、津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計とする。</p> <p>10.6.1.1.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設の耐津波設計については、「設計基準対象施設は、基準津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを目的として、津波の敷地への流入防止、漏水による安全機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による安全機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。</p> <p>< 中略 ></p>	<p>津波防護対象設備の防護設計においては、津波により津波防護対象設備に波及的影響を及ぼすおそれのある津波防護対象設備以外の施設についても考慮する。</p> <p>また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。</p> <p>さらに、<u>□(2)()- b</u>津波が地震の随件事象であることを踏まえ、<u>耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。...）を含めて津波防護対象設備とする。</u></p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>「1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による津波防護対象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。入力津波の変更が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を定める。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>a. <input type="checkbox"/> (2) () a. - <u>設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。</u></p>	<p>10.6.1.1.2 設計方針</p> <p>(1) <u>設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。</u></p> <p>< 中略 ></p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.5 耐津波設計</p> <p>1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計</p> <p>1.5.1.1 設計基準対象施設の耐津波設計の基本方針</p> <p>(3) 入力津波の設定</p> <p>a. 水位変動</p> <p>< 中略 ></p> <p>高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。基準津波による基準津波策定位置における水位の年超過確率は 10^{-4} から 10^{-5} 程度であり、独立事象としての津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮ハザードについては、プラント運転期間を超える再現期間 100 年に対する期待値 T.M.S.L.+1.08m と、入力津波で考慮した期望平均満潮位 T.M.S.L.+0.49m と潮位のばらつき 0.16m の合計との差である 0.43m を外郭防護の裕度評価において参照する。</p>	<p>1.3.1 敷地への浸水防止（外郭防護 1）</p> <p>(1) 遡上波の地上部からの到達，流入の防止</p> <p>遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、<input type="checkbox"/> (2) () a. - a 津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部からの到達，流入の可能性の有無を評価する。</p> <p>流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した期望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度として、設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p> <p><input type="checkbox"/> (2) () a. - b 評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入する可能性がある場合は、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の <input type="checkbox"/> (2) () a. - a 及び <input type="checkbox"/> (2) () a. - b は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <input type="checkbox"/> (2) () a. - を全て含んでおり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、<input type="checkbox"/> (2) () a. - <input type="checkbox"/> 取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備 10.6.1 津波に対する防護設備 10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。</p> <p>< 中略 ></p> <p>1. 安全設計 1.5 耐津波設計 1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計 1.5.1.1 設計基準対象施設の耐津波設計の基本方針</p> <p>(3) 入力津波の設定 a. 水位変動 < 中略 ></p> <p>高潮要因の発生履歴及びその状況を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。基準津波による基準津波策定位置における水位の年超過確率は 10^{-4} から 10^{-5} 程度であり、独立事象としての津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮ハザードについては、プラント運転期間を超える再現期間 100 年に対する期待値 T.M.S.L.+1.08m と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位 T.M.S.L.+0.49m と潮位のばらつき 0.16m の合計との差である 0.43m を外郭防護の裕度評価において参照する。</p>	<p>(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p><input type="checkbox"/> (2) () a. - a <input type="checkbox"/> 津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系、補機冷却海水系、それ以外の屋外排水路、電源ケーブルトレンチ及びケーブル洞道の標高に基づき、許容される津波高さと同経路からの津波高さを比較することにより、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。</p> <p>流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p> <p><input type="checkbox"/> (2) () a. - b <input type="checkbox"/> 評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画への流入を防止するため、浸水防止設備として取水槽閉止板の設置及び貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、浸水防止設備の取水槽閉止板は、経路からの津波の流入を防止するため、閉止運用の手順を整備し、保安規定に定めて管理する。</p>	<p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (2) () a. - a <input type="checkbox"/> 及び<input type="checkbox"/> (2) () a. - b <input type="checkbox"/> は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (2) () a. - <input type="checkbox"/> を全て含んでおり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><input type="checkbox"/> (2) () a. - 具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>(a) <input type="checkbox"/> (2) () a. (a) - <u>設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画は、<input type="checkbox"/> (2) () a. (a) - 基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</u></p> <p>(b) <input type="checkbox"/> (2) () a. (b) - <u>上記(a)の遡上波については、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を<input type="checkbox"/> (2) () a. (b) - 検討する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。</u></p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備 10.6.1 津波に対する防護設備 10.6.1.1 設計基準対象施設 10.6.1.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. <u>設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</u></p> <p>b. <u>上記a.の遡上波については、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討する。また、地震による変状、繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討する。</u></p>	<p>< 中略 ></p> <p>(1) 遡上波の地上部からの到達，流入の防止 < 中略 > 評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入する可能性がある場合は、<input type="checkbox"/> (2) () a. (a) - 津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画は、<input type="checkbox"/> (2) () a. (a) - 津波による遡上波が地上部から到達，流入しない十分高い場所に設置する設計とする。</p> <p>1.2 入力津波の設定 <input type="checkbox"/> (2) () a. (b) - <u>遡上波による入力津波については、遡上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を<input type="checkbox"/> (2) () a. (b) - 評価する。</u> 遡上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (2) () a. - は、設置変更許可申請書（本文（五号））の「<input type="checkbox"/> (2) () a. (a) ~ (c)」で具体的な内容を記載しており、これと整合していることは該当箇所にて示す。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (2) () a. (a) - は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (2) () a. (a) - を全て含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (2) () a. (a) - は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (2) () a. (a) - と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (2) () a. (b) - は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (2) () a. (b) - と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (2) () a. (b) - は、設置変更許可申請書（本文（五号））の</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(c) <input type="checkbox"/> (2) () a. (c) - 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、</p> <p><input type="checkbox"/> (2) () a. (c) - 必要に応じ浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止する設計とする。</p>	<p>c. 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通口等）を特定し、</p> <p>必要に応じ浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止する設計とする。</p>	<p><u>掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。</u></p> <p>経路からの津波による入力津波については、浸水経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。</p> <p>1.3 津波防護対策 1.3.1 敷地への浸水防止（外郭防護1） (2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p><input type="checkbox"/> (2) () a. (c) - 津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系、補機冷却海水系、それ以外の屋外排水路、電源ケーブルトレンチ及びケーブル洞道の標高に基づき、許容される津波高さとして経路からの津波高さを比較することにより、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。</p> <p>< 中略 ></p> <p><input type="checkbox"/> (2) () a. (c) - 評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画への流入を防止するため、浸水防止設備として取水槽閉止板の設置及び貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、浸水防止設備の取水槽閉止板は、経路からの津波の流入を防止するため、閉止運用の手順を整備し、保安規定に定めて管理する。</p> <p>上記(1)及び(2)において、外郭防護として設置する浸水防止設備については、補機冷却用海水取水槽における入力津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p>	<p><input type="checkbox"/> (2) () a. (b) - と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の <input type="checkbox"/> (2) () a. (c) - は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <input type="checkbox"/> (2) () a. (c) - を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の <input type="checkbox"/> (2) () a. (c) - は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <input type="checkbox"/> (2) () a. (c) - を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>b. <u>取水・放水施設，地下部等において，□(2)()b.- □漏水する可能性を考慮の上，漏水による浸水範囲を限定して，重要な安全機能への影響を防止する設計とする。</u></p> <p>□(2)()b.- 具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>(a) <u>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して，取水・放水施設，地下部等に□(2)()b.(a)- おける漏水の可能性を検討した上で，漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに，同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉，開口部，貫通口等）を特定し，浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。</u></p> <p>(b) <u>浸水想定範囲及びその周辺に□(2)()b.(b)- 設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）がある場合は，防水区画化するとともに，□(2)()b.(b)- 必要に応じて浸水量評価を実施し，安全機能への影響がないことを確認する。</u></p>	<p>(2) <u>取水・放水施設，地下部等において，漏水する可能性を考慮の上，漏水による浸水範囲を限定して，重要な安全機能への影響を防止する設計とする。</u></p> <p>具体的な設計内容を以下に示す。</p> <p>a. <u>取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して，取水・放水施設，地下部等における漏水の可能性を検討した上で，漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下 10. では「浸水想定範囲」という。）するとともに，同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉，開口部，貫通口等）を特定し，浸水防止設備を設置することにより浸水範囲を限定する設計とする。</u></p> <p>b. <u>浸水想定範囲及びその周辺に設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）がある場合は，防水区画化するとともに，必要に応じて浸水量評価を実施し，安全機能への影響がないことを確認する。</u></p>	<p>1.3.2 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護 2）</p> <p>(1) 漏水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し，<u>取水・放水施設，地下部等において □(2)()b.- 津波による漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに，当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉，開口部，貫通口等）について，浸水防止設備を設置することにより，浸水範囲を限定する設計とする。</u></p> <p>< 中略 ></p> <p>(1) 漏水対策</p> <p>□(2)()b.(a)- <u>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し，取水・放水施設，地下部等において，津波による漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに，当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉，開口部，貫通口等）について，浸水防止設備を設置することにより，浸水範囲を限定する設計とする。</u></p> <p>さらに，<u>浸水想定範囲及びその周辺にある□(2)()b.(b)- 津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）に対しては，浸水防止設備として，防水区画化するための設備を設置するとともに，□(2)()b.(b)- 防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</u></p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()b.- は，設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()b.- を具体的に記載しており，整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()b.- は，設置変更許可申請書（本文（五号））の「□(2)()b.(a)～(c)」で具体的な内容を記載しており，これと整合していることは該当箇所にて示す。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()b.(a)- は，設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()b.(a)- と同義であり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()b.(b)- は，設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()b.(b)- を全て含んでおり，整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(c) <u>浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、</u><input type="checkbox"/>(2)()b.(c)- <u>必要に応じ排水設備を設置する。</u>...</p> <p>c. <input type="checkbox"/>(2)()c.- <u>上記 a. 及び b. に規定するもののほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。</u> <u>そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を</u><input type="checkbox"/>(2)()c.- <u>保守的に</u><input type="checkbox"/>(2)()c.- <u>想定した上で、</u>...</p>	<p>c. <u>浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、必要に応じ排水設備を設置する。</u>...</p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)に規定するもののほか、設計基準対象施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。</u> <u>そのため、浸水防護重点化範囲を明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、</u>...</p>	<p>評価の結果、<u>浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、</u><input type="checkbox"/>(2)()b.(c)- <u>重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう、排水設備を設置する設計とする。</u>...</p> <p>1.3.3 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）</p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定 <input type="checkbox"/>(2)()c.- <u>津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画を浸水防護重点化範囲として設定する。</u>...</p> <p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 <u>経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を</u><input type="checkbox"/>(2)()c.- <u>基に、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち、津波による影響を受けない範囲の評価については、「2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す。</u></p>	<p><input type="checkbox"/>()b.(b)- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/>(2)()b.(b)- と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/>(2)()b.(c)- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/>(2)()b.(c)- と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/>(2)()c.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/>(2)()c.- を全て含んでおり、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））<input type="checkbox"/>(2)()c.- の「保守的に」は、設計及び工事の計画の「 -1-1-3-2 津波への配慮に関する説明書」の記載と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/>(2)()c.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/></p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び\square(2)()c.- 浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。</p> <p>d. \square(2)()d.- 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する。 そのため、非常用海水冷却系については、基準津波による水位の低下に対して、津波防護施設を設置することにより、海水ポンプが機能保持でき、かつ、冷却に必要な海水が確保できる設計とする。</p>	<p>浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して必要に応じ浸水対策を施す設計とする。</p> <p>(4) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する。 そのため、非常用海水冷却系については、基準津波による水位の低下に対して、津波防護施設を設置することにより、海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計とする。</p>	<p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、\square(2)()c.- 浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備として、水密扉及び床ドレンライン浸水防止治具の設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、浸水防止設備として設置する水密扉については、津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(1) 原子炉補機冷却海水ポンプ並びに大容量送水車（熱交換器ユニット用）及び大容量送水車（海水取水用）の付属品である水中ポンプの取水性</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプについては、評価水位としての補機冷却用海水取水槽での下降側水位と同ポンプ取水可能水位を比較し、評価水位が同ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。</p> <p>\square(2)()d.- 評価の結果、補機冷却用海水取水槽の下降側の評価水位が原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能水位を下回る可能性があるため、津波防護施設として、海水を貯留するための海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用）を設置することで、取水性を確保する設計とする。また、海水貯留堰（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用）についても、津波による影響を考慮し、津波防護施設と同等の設計を行う。以下、海水貯留堰とは、7号機の海水貯留堰も含めるものとする。</p> <p>なお、津波による水位低下を検知した際には、原子炉補機冷却海水ポンプの取水性を確保するため、循環水が</p>	<p>(2)()c.- を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の\square(2)()c.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の\square(2)()c.- を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の\square(2)()d.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の\square(2)()d.- を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して□(2)()d.- 6号及び7号炉の取水口及び取水路の通水性が確保でき、かつ□(2)()d.- □6号及び7号炉の取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計とする。</p>	<p>また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して6号及び7号炉の取水口及び取水路の通水性が確保でき、かつ6号及び7号炉の取水口からの砂の混入に対して原子炉補機冷却海水ポンプが機能保持できる設計とする。</p>	<p>ンブ及びタービン補機冷却海水ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>大容量送水車（熱交換器ユニット用）（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））及び大容量送水車（海水取水用）（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））の付属品である水中ポンプについても、入力津波の水位に対して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p> <p>(2) 津波の二次的な影響による原子炉補機冷却海水ポンプ並びに大容量送水車（熱交換器ユニット用）及び大容量送水車（海水取水用）の付属品である水中ポンプの機能保持確認</p> <p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して、取水口、スクリーン室□(2)()d.- □（「重大事故等時のみ6,7号機共用」、「7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下同じ。））、取水路（「重大事故等時のみ6,7号機共用」、「7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下同じ。））、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽が閉塞することなく取水口、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また、□(2)()d.- 原子炉補機冷却海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。大容量送水車（熱交換器ユニット用）、大容量送水車（海水取水用）及びその付属品である水中ポンプは、浮遊砂の混入に対して、取水性能が保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>漂流物に対しては、発電所構内及び構外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、原子炉補機冷却海水ポンプへの衝突並びに取水口、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海</p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()d.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()d.- と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()d.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()d.- を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>e. <u>津波防護施設及び浸水防止設備については、</u><input type="checkbox"/><u>(2)()e.-</u> <u>入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。</u></p>	<p>(5) <u>津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下 10. で同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できる設計とする。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できる設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</u></p> <p>a. 「津波防護施設」は、海水貯留堰とする。「浸水防止設備」は、取水槽閉止板、水密扉、床ドレンライン浸水防止治具及び貫通部止水処置とする。また、「津波監視設備」は、津波監視カメラ（6号及び7号炉共用）及び取水槽水位計とする。</p> <p>b. 入力津波については、基準津波の波源からの数値計算により、各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形とする。数値計算に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸上の遡上・伝播の効果、伝播経路上の人工構造物等</p>	<p>水取水槽の閉塞が生じることがなく原子炉補機冷却海水ポンプの取水性確保並びに<u>取水口、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽の通水性が確保できる設計とする。</u></p> <p>また、漂流物化させない運用を行う施設・設備については、漂流物化防止対策の運用を保安規定に定めて管理する。発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。さらに、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、原子炉補機冷却海水ポンプ等の取水性及び浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。</p> <p>1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 1.4.1 設計方針</p> <p><u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については</u> <input type="checkbox"/><u>(2)()e.- a</u>「1.2 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。</p> <p>(1) 津波防護施設 <u>津波防護施設は、</u><input type="checkbox"/><u>(2)()e.- b</u><u>漏水を防止する設計とする。</u></p> <p><u>津波防護施設として設置する海水貯留堰については、津波による水位低下に対して、原子炉補機冷却海水ポンプ等の取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。</u></p> <p><u>主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ゴム等を設置し、止水処置を講じる設計とする。</u></p>	<p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/><u>(2)()e.- a~</u><input type="checkbox"/><u>(2)()e.- d</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/><u>(2)()e.-</u>を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>を考慮する。また、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する。</p> <p>c. 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とする。</p> <p>d. <u>浸水防止設備については、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。</u></p> <p>e. <u>津波監視設備については、津波の影響（波力及び漂流物の衝突）に対して、影響を受けにくい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できる設計とする。</u></p>	<p>(2) 浸水防止設備 <u>浸水防止設備は、□(2)()e.- c)浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び冠水後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。</u> <u>補機冷却用海水取水槽の浸水防止設備については、外郭防護として T.M.S.L. + 3.5m 以下の流入経路となる開口部に設置する設計とする。</u> <u>タービン建屋内の復水器を設置するエリアの浸水に対する浸水防止設備については、内郭防護として T.M.S.L. + 1.0m 以下の流入経路となる開口部に設置する設計とする。</u> <u>タービン建屋内の循環水ポンプを設置するエリアの浸水に対する浸水防止設備については、内郭防護として T.M.S.L. + 12.3m 以下の流入経路となる開口部に設置する設計とする。</u> <u>タービン建屋内のタービン補機冷却水系熱交換器を設置するエリアの浸水に対する浸水防止設備については、内郭防護として T.M.S.L. + 0.5m 以下の流入経路となる開口部に設置する設計とする。</u> <u>浸水防止設備は、耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により止水性を保持する設計とする。</u></p> <p>(3) 津波監視設備 <u>津波監視設備は、□(2)()e.- d)津波の襲来状況を監視可能な設計とする。津波監視カメラは、波力及び漂流物の影響を受けない位置、取水槽水位計は波力及び漂流物の影響を受けにくい位置に設置し、津波監視機能が</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>f. <input type="checkbox"/> (2) () f.- 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、</p> <p>地震による <input type="checkbox"/> (2) () f.- 敷地の隆起・沈降、</p>	<p>(6) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては、</p> <p>地震による敷地の隆起・沈降、</p>	<p>十分に保持できる設計とする。また、基準地震動 S_s に対して、機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>津波監視設備のうち津波監視カメラは、7号機の非常用電源設備から給電し、暗視機能を有したカメラにより、昼夜にわたり中央制御室から監視可能な設計とする。</p> <p>津波監視設備のうち取水槽水位計は、6号機の非常用電源設備から給電し、T.M.S.L. - 6.5m ~ +9.0m を測定範囲として、原子炉補機冷却海水ポンプが設置された補機冷却用海水取水槽の上昇側及び下降側の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。</p> <p>1.2 入力津波の設定</p> <p><input type="checkbox"/> (2) () f.- 各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への遡上に伴う津波（以下「遡上波」という。）による入力津波と取水路、放水路等の経路からの流入に伴う津波（以下「経路からの津波」という。）による入力津波を設定する。</p> <p>入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施する運用とする。</p> <p>遡上波による入力津波については、遡上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による <input type="checkbox"/> (2) () f.- 広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。</p> <p>遡上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。</p>	<p>設計及び工事の計画の <input type="checkbox"/> (2) () f.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <input type="checkbox"/> (2) () f.- と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の <input type="checkbox"/> (2) () f.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <input type="checkbox"/> (2) () f.- を全て含んでおり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(2)()f.- 地震（本震及び余震）による影響...</p>	<p>地震（本震及び余震）による影響...</p>	<p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 （基本設計方針） 第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 f. 屋外重要土木構造物，□(2)()f.- a)津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は，基準地震動S_sによる地震力に対して，構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに，それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。 < 中略 ></p> <p>【浸水防護施設】 （基本設計方針） 第2章 個別項目 1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 1.4.2 荷重の組合せ及び許容限界 □(2)()f.- b)津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては，津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し，それらの組合せを考慮する。また，想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。 (1) 荷重の組合せ □(2)()f.- c)津波と組み合わせる荷重については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している自然条件（積雪，風荷重）及び余震として考えられる地震に加え，漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては，各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介入す</p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()f.- a)~□(2)()f.- c)は，設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()f.- を具体的に記載しており，整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>津波の繰返し□(2)()f.- の襲来による影響...</p> <p>津波による□(2)()f.- 二次的な影響(洗掘...</p> <p>□(2)()f.- 砂移動...漂流物等.)</p>	<p>津波の繰返しの襲来による影響...</p> <p>津波による二次的な影響(洗掘...</p> <p>砂移動...漂流物等.)</p>	<p>る不確かさを考慮し,余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。</p> <p>(2) 許容限界 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は,地震後,津波後の再使用性や,津波の繰返し□(2)()f.- 作用を想定し,施設・設備を構成する材料が概ね弾性状態に留まることを基本とする。</p> <p>1.2 入力津波の設定 遡上波による入力津波については,遡上への影響要因として,敷地及び敷地周辺の地形及びその標高,河川等の存在,設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して,遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。 遡上する場合は,基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また,地震による変状又は繰返し襲来する津波による□(2)()f.- 洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は,敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。</p> <p>1.3 津波防護対策 1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (2) 津波の二次的な影響による原子炉補機冷却海水ポンプ並びに大容量送水車(熱交換器ユニット用)及び大容量送水車(海水取水用)の付属品である水中ポンプの機能保持確認 基準津波による水位変動に伴う□(2)()f.- a 海底の砂移動・堆積に対して,取水口,スクリーン室(「重大事故等時のみ6,7号機共用」,「7号機設備,重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)),取水路(「重大事故等時のみ6,7号機共用」,「7号機設備,重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)),補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽が閉塞することなく取水口,スクリーン室,取水路,補機冷却用海水</p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()f.- は,設置変更許可申請書(本文(五号))の□(2)()f.- と同義であり,整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()f.- は,設置変更許可申請書(本文(五号))の□(2)()f.- と同義であり,整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()f.- a及び□(2)()f.- bは,設置変更許可申請書(本文(五号))の□(2)()f.- を具体的に記載しており,整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>取水路及び補機冷却用海水取水槽の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また、原子炉補機冷却海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。大容量送水車（熱交換器ユニット用）、大容量送水車（海水取水用）及びその付属品である水中ポンプは、浮遊砂の混入に対して、取水性能が保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>漂流物に対しては、発電所構内及び構外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し、抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に、原子炉補機冷却海水ポンプへの衝突並びに取水口、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽の閉塞が生じることがなく原子炉補機冷却海水ポンプの取水性確保並びに取水口、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また、漂流物化させない運用を行う施設・設備については、漂流物化防止対策の運用を保安規定に定めて管理する。発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。さらに、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、原子炉補機冷却海水ポンプ等の取水性及び浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。</p> <p>1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 1.4.2 荷重の組合せ及び許容限界 (1) 荷重の組合せ</p> <p>津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している自然条件（積雪、風荷重）及び余震として考えられる地震に加え、<input type="checkbox"/> (2) () f. - b 漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介入する不</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(2)()f.- 及びその他自然現象（積雪、風等）を考慮する。</p> <p>g. □(2)()g.- 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水冷却系の取水性の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。</p>	<p>及びその他自然現象（風、積雪等）を考慮する。</p> <p>(8) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水冷却系の取水性の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施する。</p>	<p>確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。</p> <p>(1) 荷重の組合せ 津波と組み合わせる荷重については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第 1 章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している□(2)()f.- 自然条件（積雪、風荷重）及び余震として考えられる地震に加え、漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し、余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。</p> <p>1.2 入力津波の設定 □(2)()g.- 上記 及び においては、水位変動として、朔望平均満潮位 T.M.S.L. + 0.49m、朔望平均干潮位 T.M.S.L. + 0.03m を考慮する。 上昇側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均満潮位の標準偏差 0.16m を考慮して設定する。 下降側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均干潮位の標準偏差 0.15m を考慮して設定する。 地殻変動については、基準津波の波源である日本海東縁部に想定される地震と海域の活断層に想定される地震による広域的な地殻変動を余効変動を含めて考慮する。 なお、日本海東縁部に想定される地震については断層の傾斜角を複数設定しており、上昇側・下降側の水位変動量が保守的な評価結果となるケースを考慮する。 日本海東縁部に想定される地震と海域の活断層に想定される地震による広域的な地殻変動については、基準津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie(1971)の方法により算定しており、敷地地盤の地殻変動量は、日本海東縁部に想定される地震では 0.21m の沈降（西傾斜、傾斜角 30°）と 0.20m の沈降（東傾斜、傾斜角 30°）、海域の活断層に想定される地震では 0.29m の沈降となっている。 広域的な余効変動については、柏崎地点における 2015 年 6 月から 2016 年 6 月の一年間の変位量が約 0.7cm</p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()f.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()f.- と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()g.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()g.- と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(2)()g.- <u>なお、その他の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮する。</u></p>	<p>なお、<u>その他の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮する。</u></p>	<p>と小さいことから、津波に対する安全性評価に影響を及ぼすことはない。</p> <p>上昇側の水位変動に対して安全側に評価するため、地殻変動量について、日本海東縁部に想定される地震では0.21mの沈降（西傾斜，傾斜角30°）を、海域の活断層に想定される地震では0.29mの沈降を考慮する。</p> <p>下降側の水位変動に対して安全側に評価するため、日本海東縁部に想定される地震による地殻変動量0.20mの沈降（東傾斜，傾斜角30°）は考慮しない。</p> <p>また、<u>基準津波による入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。</u></p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>1.3.1 敷地への浸水防止（外郭防護1）</p> <p>(1) 遡上波の地上部からの到達，流入の防止</p> <p>遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部からの到達，□(2)()g.- <u>流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度として、設計上の裕度の判断の際に考慮する。</u></p> <p>評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入する可能性がある場合は、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、津波による遡上波が地上部から到達，流入しない十分高い場所に設置する設計とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()g.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()g.- を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、□(2)()g.- 地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。</p>	<p>また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施する。</p>	<p>1.2 入力津波の設定 上記 及び においては、水位変動として、朔望平均満潮位 T.M.S.L. +0.49m、朔望平均干潮位 T.M.S.L. +0.03m を考慮する。 上昇側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均満潮位の標準偏差 0.16m を考慮して設定する。 下降側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均干潮位の標準偏差 0.15m を考慮して設定する。 □(2)()g.- 地殻変動については、基準津波の波源である日本海東縁部に想定される地震と海域の活断層に想定される地震による広域的な地殻変動を余効変動を含めて考慮する。 なお、日本海東縁部に想定される地震については断層の傾斜角を複数設定しており、上昇側・下降側の水位変動量が保守的な評価結果となるケースを考慮する。 日本海東縁部に想定される地震と海域の活断層に想定される地震による広域的な地殻変動については、基準津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie(1971)の方法により算定しており、敷地地盤の地殻変動量は、日本海東縁部に想定される地震では0.21mの沈降（西傾斜、傾斜角 30°）と0.20mの沈降（東傾斜、傾斜角 30°）、海域の活断層に想定される地震では0.29mの沈降となっている。 広域的な余効変動については、柏崎地点における2015年6月から2016年6月の一年間の変位量が約0.7cmと小さいことから、津波に対する安全性評価に影響を及ぼすことはない。 上昇側の水位変動に対して安全側に評価するため、地殻変動量について、日本海東縁部に想定される地震では0.21mの沈降（西傾斜、傾斜角 30°）を、海域の活断層に想定される地震では0.29mの沈降を考慮する。 下降側の水位変動に対して安全側に評価するため、日本海東縁部に想定される地震による地殻変動量 0.20mの沈降（東傾斜、傾斜角 30°）は考慮しない。 また、基準津波による入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。</p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()g.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()g.- を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>() 重大事故等対処施設に対する耐津波設計</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して□(2)()-□以下の方針に基づき耐津波設計を行い、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。□(2)()-基準津波の策定位置を第18図に、時刻歴波形を第19図に示す。</p> <p>また、重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備□(2)()-を津波からの防護対象とし、「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。</p>	<p>10.6.1.2 重大事故等対処施設</p> <p>10.6.1.2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設の耐津波設計については、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを目的として、津波の敷地への流入防止、漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止、津波防護の多重化及び水位低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止を考慮した津波防護対策を講じる。</p> <p><中略></p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.5 耐津波設計</p> <p>1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p>1.5.2.1 重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針</p> <p>重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(1) 津波防護対象の選定</p> <p>設置許可基準規則第四十条(津波による損傷の防止)においては、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを要求している。</p> <p>なお、設置許可基準規則第四十三条(重大事故等対処設備)における可搬型重大事故等対処設備の接続口、保管場所及び機能保持に対する要求事項を満足するため、可搬型重大事故等対処設備についても津波防護の対象とする。</p> <p>このため、津波から防護する設備は、「重大事故等対処施設(可搬型重大事故等対処設備を含む。)(以下1.では「重大事故等対処施設の津波防護対象設備」という。）」とし、これらを内包する建屋及び区画について第1.5-7表に分類を示す。</p>	<p>1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が□(2)()-設置(変更)許可を受けた基準津波によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう□(2)()-遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.1.1 津波防護対象設備</p> <p><中略></p> <p>また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備□(2)()-についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。</p> <p>さらに、津波が地震の随件事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び</p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()-は、設置変更許可申請書(本文(五号))の□(2)()-を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()-は「設置(変更)許可を受けた基準津波」と記載しており、設置変更許可申請書(本文(五号))の□(2)()-と整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()-は、設置変更許可申請書(本文(五号))の□(2)()-と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>a. <u>□(2)()a.- 重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。.)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</u></p> <p>(a)<u>□(2)()a.(a)- 重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。.)を内包する建屋及び区画は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置する。</u></p>	<p>なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、設置許可基準規則の解釈別記 3 で入力津波に対して機能を十分に保持できることが要求されており、同要求を満足できる設計とする。</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設 10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備 10.6.1 津波に対する防護設備 10.6.1.2 重大事故等対処施設 10.6.1.2.2 設計方針</p> <p>(1) <u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。.)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計とする。また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計とする。具体的な設計内容を以下に示す。</u></p> <p>1. 安全設計 1.5 耐津波設計 1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計 1.5.2.3 敷地への浸水防止（外郭防護1） (1) <u>遡上波の地上部からの到達，流入の防止</u></p> <p><u>重大事故等対処施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。.)を内包する建屋及び区画は、基準津波による遡上波が到達しない十分に高い敷地として設定した「浸水を防止する敷地」に設置する。</u></p>	<p>津波監視設備を除く。)を含めて津波防護対象設備とする。</p> <p>1.3 津波防護対策 1.3.1 敷地への浸水防止（外郭防護1） (1) <u>遡上波の地上部からの到達，流入の防止</u></p> <p>遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部からの到達，流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した期望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度として、設計上の裕度の判断の際に考慮する。評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入する可能性がある場合は、<u>□(2)()a.(a)- 津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。.)を内包する建屋及び区画は、津波による遡上波が地上部から到達，流入しない十分高い場所に設置する設計とする。</u></p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>□(2)()a.-</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の「<u>□(2)()a.(a)~(c)</u>」で具体的な内容を記載しており、これと整合していることは該当箇所にて示す。</p> <p>設計及び工事の計画の<u>□(2)()a.(a)-</u>は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<u>□(2)()a.(a)-</u>を全て含んでおり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(b) □(2)()a.(b)- 上記(a)の遡上波の到達防止に当たっての検討は、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p> <p>(c) □(2)()a.(c)- 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、津波が流入する可能性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特定し、□(2)()a.(c)- 必要に応じて実施する浸水対策については、「(i)設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>遡上波の地上部からの到達防止に当たっての検討は、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性のある経路(扉、開口部、貫通口等)を特定し、必要に応じて実施する浸水対策については「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p>	<p>(2) 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 □(2)()a.(c)- 津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系、補機冷却海水系、それ以外の屋外排水路、電源ケーブルトレンチ及びケーブル洞道の標高に基づき、許容される津波高さと同経路からの津波高さを比較することにより、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p> <p>評価の結果、流入する可能性のある経路が特定されたことから、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画への流入を防止するため、浸水防止設備として取水槽閉止板の設置及び貫通部止水処置を実施する設計とする。また、浸水防止設備の取水槽閉止板は、経路からの津波の流入を防止するため、閉止運用の手順を整備し、保安規定に定めて管理する。</p> <p>上記(1)及び(2)において、外郭防護として設置する浸水防止設備については、補機冷却用海水取水槽における入力津波に対し、設計上の裕度を考慮する。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()a.(b)- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の「□(2)()設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()a.(c)- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()a.(c)- を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()a.(c)- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の「□(2)()設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>b. <u>取水・放水施設，地下部等において，□(2)()b.- □漏水する可能性を考慮の上，漏水による浸水範囲を限定し，重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。□(2)()b.- 具体的には「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</u></p> <p>c. <u>□(2)()c.- 上記 a. 及び b. に規定するもののほか，重大事故等対処施設の津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画については，</u></p>	<p>1.5.2.4 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）</p> <p><u>取水・放水施設，地下部等において，漏水する可能性を検討の上，漏水による浸水範囲を限定し，重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。具体的には，「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</u></p> <p>1.5.2.5 重大事故等対処施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の隔離（内郭防護）</p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p><u>浸水防護重点化範囲として，「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」で示した範囲に加え，格納容器圧力逃がし装置を敷設する区画，常設代替交流電源設備を敷設する区画，5号炉原子炉建屋（緊急時対策所を設定する区画），5号炉東側保管場所，5号炉東側第二保管場所，大湊側高台保管場所及び荒浜側高台保管場所を設定する。</u></p>	<p>1.3.2 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（外郭防護2）</p> <p>(1) 漏水対策</p> <p><u>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し，取水・放水施設，地下部等において □(2)()b.- 津波による漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに，当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉，開口部，貫通口等）について，浸水防止設備を設置することにより，浸水範囲を限定する設計とする。さらに，浸水想定範囲及びその周辺にある津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）に対しては，浸水防止設備として，防水区画化するための設備を設置するとともに，防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</u></p> <p><u>評価の結果，浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は，重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう，排水設備を設置する設計とする。</u></p> <p>1.3.3 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）</p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p><u>□(2)()c.- 津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画を浸水防護重点化範囲 □(2)()c.- として設定する。</u></p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()b.- は，設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()b.- を具体的に記載しており，整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()b.- は，設置変更許可申請書（本文（五号））の「□(2)()設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()c.- は，設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()c.- を全て含んでおり，整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(2)()c.- 浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離する。そのため、浸水防護重点化範囲□(2)()c.- を明確化するとともに...</p> <p>□(2)()c.- 必要に応じて実施する浸水対策については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する...</p> <p>d. □(2)()d.- 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する。そのため、非常用海水冷却系については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。 また、□(2)()d.- 大容量送水車については、基準津波による水位の変動に対して取水性を確保でき...</p>	<p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 浸水防護重点化範囲のうち、設計基準対象施設と同じ範囲については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。 また、その他の範囲については、津波による溢水の影響を受けない位置に設置する又は津波による溢水の浸水経路がない設計とする。</p> <p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 浸水防護重点化範囲のうち、設計基準対象施設と同じ範囲については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。 また、その他の範囲については、津波による溢水の影響を受けない位置に設置する又は津波による溢水の浸水経路がない設計とする。</p> <p>1.5.2.6 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (1) 重大事故時に使用するポンプの取水性</p> <p>水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な機能への影響を防止する設計とする。そのため、非常用海水冷却系については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する...</p>	<p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち、津波による影響を受けない範囲の評価については、「2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す。 評価の結果 □(2)()c.- 浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路...浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備として、水密扉及び床ドレンライン浸水防止治具の設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。 また、浸水防止設備として設置する水密扉については、津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する...</p> <p>1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (1) 原子炉補機冷却海水ポンプ並びに大容量送水車（熱交換器ユニット用）及び大容量送水車（海水取水用）の付属品である水中ポンプの取水性 <中略> □(2)()d.- 大容量送水車（熱交換器ユニット用）（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））及び大容量送水車（海水取水用）（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））の付属品である水中ポンプについても、入力津波の水位に対して、取水性を確保できるものを用いる設計とする...</p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()c.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()c.- を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()c.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()c.- と同義であり、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()c.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の「□(2)()設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()d.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））「□(2)()設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>□(2)()d.- 取水口からの砂の混入に対して、ポンプが機能保持できる設計とする。</p> <p>e. □(2)()e.- 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の機能の保持については、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>重大事故時に使用する可搬型の海水を取水するポンプは、大容量送水車の取水ポンプであり、設計基準対象施設の非常用取水設備である取水路から海水を取水する。</p> <p>同取水ポンプについては、海水貯留堰の貯留容量及び想定する最大同時運転台数(3台)による運転時に必要な水量を考慮し、ポンプの設置高さを設定する等により、重大事故時においてポンプの機能が保持できるとともに、必要な海水が確保できる設計とする。</p> <p>(2) 津波の二次的な影響による重大事故等対処施設の機能保持確認</p> <p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積及び漂流物に対して、6号及び7号炉の取水口及び取水路の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また、基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して、原子炉補機冷却海水ポンプは機能保持できる設計とする。</p> <p>具体的には、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p> <p>重大事故時に使用する可搬型の海水を取水する大容量送水車については、浮遊砂等の混入に対して、機能保持できる設計とする。</p>	<p>(2) 津波の二次的な影響による原子炉補機冷却海水ポンプ並びに大容量送水車(熱交換器ユニット用)及び大容量送水車(海水取水用)の付属品である水中ポンプの機能保持確認</p> <p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して、取水口、スクリーン室(「重大事故等時のみ6,7号機共用」,「7号機設備,重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)),取水路(「重大事故等時のみ6,7号機共用」,「7号機設備,重大事故等時のみ6,7号機共用」(以下同じ。)),補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽が閉塞することなく取水口、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また、原子炉補機冷却海水ポンプは、取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても、軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで、機能を保持できる設計とする。□(2)()d.- 大容量送水車(熱交換器ユニット用)、大容量送水車(海水取水用)及びその付属品である水中ポンプは、浮遊砂の混入に対して、取水性能が保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>< 中略 ></p>	<p>設計及び工事の計画の□(2)()d.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()d.- を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(2)()d.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()d.- を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設置変更許可申請書（本文（五号））の□(2)()e.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の「□(2)()設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>f. <input type="checkbox"/> (2) () f.- 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備の設計並びに非常用海水冷却系の海水ポンプ等の取水性の評価に当たっては、「(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計」を適用する。</p>	<p>1.5.2.7 津波監視 津波の襲来を監視するための津波監視設備の設置については、「1.5.1 設計基準対象施設の耐津波設計」を適用する。</p>		<p>設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (2) () f.- は、設置変更許可申請書（本文（五号））の「<input type="checkbox"/> (2) () 設計基準対象施設に対する耐津波設計」に示す。</p>	